

令和4年度(2022年度)第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時 令和4年(2022年)8月3日(水)午後2時
会場 市民会館シアーズホーム夢ホール大会議室

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター

特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定	平成21年	4月	1日	市長決裁
改正	平成23年	4月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	6月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	8月17日		市長決裁
	平成24年	3月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成25年	10月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成26年	3月28日		熊本城総合事務所長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成29年	3月24日		熊本城調査研究センター副所長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 熊本城の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3・4年度(2021・2022年度) 特別史跡熊本城跡保存活用委員会
委員名簿

令和3年(2021年)4月1日現在(50音順)

No.	任期 (1期2年)	職名	氏名	分野	役職等
1	再任 (7期目)	委員長	いとう りゅういち 伊東 龍一	建築学 (日本建築史)	熊本大学大学院先端科学研究部教授 熊本市文化財保護委員会委員
2	再任 (6期目)	委員	いとう れいこ 伊東 麗子	植物	樹木医(株式会社 九州開発エンジニアリング)
3	新任 (1期目)	委員	おばた ひろき 小畑 弘己	考古学 (史跡)	熊本大学大学院人文社会科学部研究部教授 同附属国際人文社会科学センター新資科学・歴史理論領域長
4	再任 (2期目)	委員	かわしま いつお 河島 一夫	地元地域	元上通商栄会会長
5	新任 (1期目)	委員	こぼり としお 小堀 俊夫	文化振興	熊本県文化協会常務理事
6	再任 (2期目)	委員	さかもと ひろし 坂本 浩	経済界 (地域活性化)	熊本商工会議所専務理事
7	再任 (4期目)	委員	にしじま こういち 西嶋 公一	経済界 (地域活性化)	熊本経済同友会常任幹事 熊本城前地区まちづくり協議会事務局長
8	再任 (2期目)	委員	はっとり ひでお 服部 英雄	文化・歴史	名古屋城調査研究センター長 九州大学名誉教授
9	新任 (1期目)	委員	ひろせ みき 廣瀬 美樹	公募	
10	再任 (6期目)	委員	もうり ひでし 毛利 秀士	地元地域	一新校区自治協議会顧問
11	新任 (1期目)	委員	もりさき まさゆき 森崎 正之	観光	日本旅行業協会九州支部熊本県地区委員会副委員長
12	再任 (7期目)	委員長 職務代理者	やまお としたか 山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)	熊本大学名誉教授 熊本市文化財保護委員会委員
13	再任 (2期目)	委員	やまだ たかし 山田 貴司	歴史学	福岡大学人文学部准教授

令和4年度（2022年度） 第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

日時 令和4年（2022年）8月3日（水）午後2時～
会場 市民会館シアーズホーム夢ホール大会議室

- 1 開会
- 2 前回委員会の主な意見 資料1
- 3 議題（諮問・報告）
 - (1) 諮問
「熊本城みどり保存管理計画」（素案）について 資料2
 - (2) 報告
 - ア 長塀ライトアップ現場確認、「熊本城天守閣カラーライトアップ」及び「熊本城ライトアップ」について 資料3
 - イ NHK跡地発掘調査の状況報告について 資料4
 - ウ 熊本城復旧基本計画検証委員会の開催について 資料5
- 4 その他
 - (1) 熊本城の魅力向上に向けた取組について 資料6
 - (2) 熊本市民会館前の道路空間再配分について（市街地整備課） 資料7
- 5 事務連絡
- 6 閉会

令和3年度(2021年度)第3回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

■日 時 令和4年(2022年)3月29日(火)午後2時から午後4時15分

■場 所 熊本市教育センター4階大研修室

■出席者 伊東(龍)委員長、伊東(麗)委員、小畑委員、河島委員、小堀委員、坂本委員、西嶋委員、服部委員、廣瀬委員、毛利委員、森崎委員、山尾委員、山田委員 計13人

【前回委員会の主な意見】

委員	委員意見	当日の回答	対応
	(発言なし)		

【議題】(諮問・報告)

諮問I「熊本城みどり保存管理計画」について

委員	委員意見	当日の回答	対応
森崎委員	伐採した樹木の再利用・活用することも考えていただきたい。	伐採したクスノキから防虫剤・しおり・ベンチ等に利用する取組を試行で実施した。今後も色々な活用方法を検討したい。	今回委員会(令和4年度第1回)諮問項目の中で説明
西嶋委員	撤去等の時間的なスケジュールについて、景観が激変しないように年間30本程度とするとあるが、具体的な計画はないのか?	具体的にお示しできるものは今の段階ではないが、事務局としては対応優先度が高いものから選びながら実施する案を考えている。	〃
西嶋委員	計画を検討・策定する段階で地域の方々にヒアリングを行ってほしい。周辺の景観についてもかなり変わる部分があることから、どういう方針を持っているのか丁寧に周辺住民へのヒアリ	地域代表として西嶋委員・毛利委員には御相談しながら進めていきたい。	〃

	ング・説明をお願いしたい。		
毛利委員	藤崎台のクスノキや、古城公園の樹木など、もう少し詳しく説明してほしい。	藤崎台のクスノキについては管理部署が異なるが、今回策定する計画でクスノキ群について紹介したい。 古城堀端公園の桜は危険木、石垣上の樹木は遺構影響木となっているものが多い。景観にも影響することから、これらの樹木については地域の方としっかりと話をさせていただきたい。	今回委員会(令和4年度第1回)諮問項目の中で説明
毛利委員	二の丸広場の樹木だが、景観比較の写真で残となっている樹木も見通しをさえぎっている。	今回提示させていただいたのは、危険木・遺構影響木を撤去した後の景観。二の丸広場の樹木のうち撤去予定の樹木は危険木と判定されたもの。遺構影響木は二の丸広場にはないという状況。まずは危険木・遺構影響木を撤去し、今後の景観については時間をおいてから詳しい審議をしていきたい。	〃
廣瀬委員	危険木でなければある程度、残して良いと思う。 見学通路から見て邪魔しているものは景観としてどうかと思うが、広場の内部であれば危険木でないものは、そういった視点で考えても良いのではないかな。		〃
山田委員	特別史跡内には熊本県・熊本市・指定管理者など色々な管理者としっかりと連携をとって「熊本城みどり保存管理計画」に沿って特別史跡内の緑が保全され、撤去すべき樹木は撤去されるという流れを上手く作ってもらいたい。		〃

山田委員	古樹・大樹の 1 本ごとに解説サインを設置すると資料に記載されているが、具体的にはどういう解説サインで、どういう説明をして市民に伝えていくのかお聞きしたい。	解説サインを大きくすると景観を阻害してしまう可能性がある。QR コードを用いるなど詳細情報をそこに入れていくという技術もあるため、古樹について興味のある方が詳しく知ることができるといいと思う。また、古樹について興味のある方が詳しく知ることができるといいと思う。	
山尾委員	全体の計画はこれで良いと思うが、伐採した後は補植をするのか、熊本城は何本くらい樹木が存在するのが適切なのか、どこまでを範囲とするのかなど検討する必要がある。どのような考え方で今後補植を進めていくのか、どう見直するとか、対応していくとか、ある程度の道筋をどこかで記述してほしい。	植栽については『熊本城整備基本計画』の中で謳っていくことになると思うが、当面は保存管理という意味で保存管理計画を策定し補植の対応をしていきたい。補植を実施するのであれば桜のみ。桜は密集している所も多いのと、史跡を守らなければならないのが一番にあるので、影響のない植え方を検討しながら補植に努めていきたい。	今回委員会(令和4年度第1回)諮問項目の中で説明
伊東(龍)委員長	計画は基本的にこれで良いと思うが、こういう議論をする場、そして近隣住民に説明する場をもってほしい。		〃
河島委員	不開門の右側に8~9本のクスノキまたはスギが密集している所は観光客も全く来ないので、こういう場所は伐採しても良いのではないかと。年間30本伐採ではなく50本でもいいのではないかと。		〃
小堀委員	特別史跡内は現状変更が必要であるので伐採となると文化財保護委員会に諮らないといけなくなると思う。その場合、景観という面だけで伐採が認められるのかどうか考える必要がある。急に伐採を進めると大きく景観が変わるので長いスパンで進めていき、赤星閑意が描いた幕末の姿に近づけていくといった動きが個人的には良い。		〃
西嶋委員	前回委員会で私が「みどりの整備基本計画」が必要ではないかと意見申し上げた。「緑の基本計画」があるが緑被率は中央区は市全体の1/2。中心市街地は緑化重点地区であり、熊	あくまで史跡整備に関しては調査研究の成果を踏まえてトータル的に考えていくべきと認識している。今後の検討課題としてしっかり認識したい。	

	本城は基幹公園となっていることから、これだけの中身で足りるのかと思う。 「みどり保存管理計画」はこれでとどめるにしても総合的な計画を立てる必要がある。		〃
伊東（麗） 委員	撤去するということは石垣に生えている樹木を伐って、根も取って、石垣を組みなおすのかと尋ねたが、それはできないという回答だった。それは果たして保護になっているのか不思議に思う。危険木も同様で、市民から取りあえず伐ったという誤解を受けるとよくない。伐ったあとの切株について、今後、どうするのかという検討に早急に入っていただきたい。	安全上も問題ないような対処の仕方を考えたい。石垣面については遺構への影響を考えると難しい点もあるが、文化財部署と協議しながら回答していきたい。	今回委員会（令和 4 年度第 1 回）諮問項目の中で説明
伊東（龍） 委員長	計画に関して今日報告いただいた分については了承。 具体的な実施の段階では景観に関する点など配慮をお願いしたい。		〃

報告 1 熊本城復旧取組状況について

委員	委員意見	当日の回答	対応
	発言なし		

報告 2 熊本城特別公開の実施状況等について

委員	委員意見	当日の回答	対応
廣瀬委員	秋のお城まつりの時に三の丸駐車場には駐輪場があったか？ 加藤神社に行きたい方が自転車を門の前に止められていた。 あの状況はよいものか。自転車でどこまで行ってよいのか。 秋のお城まつりの際は三の丸駐車場にバイク・スクーター・自転車の臨時的な駐輪場を作っただけであれば市民の方も使いやすいと思う。ご検討をお願いしたい。	バイクの駐輪に関しては、三の丸にはなく二の丸駐車場になる。 自転車についてはどこまで行っていいという取り決めはない。加藤神社に自転車で来られる方もいらっしゃると思う。歩行者に危ないということがあれば、加藤神社とも協議していきたい。	
森崎委員	入園者 35 万人のうち県内・県外・海外の割合など資料はあるか？ 今後特別公開とイベントをやっていくときに、県内向け・県外向けなどイベントに対して対策を打ちやすいと思うので検討していただきたい。	海外の方については、現在インバウンドが入ってきていないためゼロ。県内・県外については今のところ資料はない。	
小堀委員	シェアサイクルについて、三の丸・二の丸・博物館から乗っていく人はいても、返しにくる人はあまりいないのでは。ばらつきや偏りがでるときの対策は？	運行事業者も電動自転車を含め各ポートの車両台数はアプリ上でオンタイムで管理できるので、トラックで適宜再配分をして対応する。	
毛利委員	利用する方は市内だけではなく市外の方もいらっしゃると思うので、例えば北岡自然公園や博物館など目的をもって自転車を利用したいと思われる方もいるだろう。 ここに行けば駐輪場があるので安心して見学できますよと案内できれば親切だと思う。	目的地の掲示の仕方は勉強させていただきたい。 アプリの地図上で目的地の表示も可能となっているので、来訪者の方に利用していただくことも進めていきたい。	

坂本委員	<p>グリーンスローモビリティの車両は電動か？電動であることを前提に、メーカーが限定されるようなものか？ 将来事業化する場合には熊本の企業が作っているというような熊本城にふさわしいものを選んでほしい。</p>	<p>国の指定したメーカーや車両がグリスロとして認められる。 そういった車両のなかから、今回の社会実験や将来事業化する際の車両を選ぶことになる。 今後、事業化の検討を行う中で車両メーカー等についても考えていきたい。</p>	
河島委員	<p>県外から来た人が上通や下通で食事するために自転車で来た場合、自転車自体にナビがあってここに停めるというような表示があるのか。エリア外、例えば水前寺までも行けるのか。 上通・下通としては十数年前に自転車問題で苦労したことがあるので、こうした自転車がアーケード内に放置されることが増えないか危惧している。十分検討していただきたい。</p>	<p>車体に GPS を搭載しており、リアルタイムで地図上に自分がどこにいるか分かるし、地図上でポートの位置を探すこともできる。 エリア外では課金が続く。スタートとしては中心市街地のエリアで始めることになるが、状況をみながらエリア設定の拡大も検討していく。</p>	

【その他】

委員	委員意見	当日の回答	対応
西嶋委員	<p>復旧基本計画は5年経ったので、新年度に見直し・検証をされるとのことだった。 我々の委員会は保存活用計画があり6年目に入るので、保存活用がどのように進んできたのかの検証を、上位計画に基づいてしていただきたいと1月にお伝えしている。 そのような検討も新年度にしていただきたい。</p>	<p>発災以降の活用の総括については市としては重要と考えている。どのような形で総括するのは今後検討・相談させていただきたい。 なお、熊本城復旧基本計画の見直しについては、上位計画である保存活用計画、それを所管する保存活用委員会との連携は不可欠と考えている。詳細については次回以降の委員会で改めて報告させていただければと思う。</p>	<p>熊本城復旧基本計画検証委員会の開催については、今回委員会(令和4年度第1回)資料5の中で説明</p>

「熊本城みどり保存管理計画」の策定に向けて

今回の諮問内容

熊本城みどり保存管理計画（素案） < 諮問 >

計画の目次

第1章 計画策定の沿革と目的

計画策定の趣旨、計画の適用対象範囲、計画策定の体制と経過（委員会）、計画の位置づけ

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

位置、歴史と価値、土地利用の変遷、近世・現代の植栽、近世の景観、毀損事例、利活用状況

第3章 熊本城跡における環境面

気候と土壌、緑被率、動植物の生息・生育状況、希少動植物の存在

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

来城者の安全確保、遺構の保護、景観面、樹木点検の実施、江戸期から残る樹木（古樹・大樹）の保護育成、桜の保護育成、樹木の維持管理作業、日本庭園（旧細川刑部邸庭園、清爽園）の管理、梅園の管理、肥後名花園について、中低木・草地管理、花壇管理、希少動植物への配慮、発生材の活用

第5章 みどりの保存管理の体制

作業体制、実施の際の手続き、専門家との協力体制、市民協働

第6章 事業実施計画

短期計画期間、中期計画期間、長期的対応

第1章 計画策定の沿革と目的

(1) 計画策定の趣旨

○ 計画策定の背景

熊本城では樹木が成長し肥大化することで文化財を毀損するなどの影響を与えている場合があること、樹木の老齢化や病気などが原因で倒木や枝折れの危険のある樹木が増えていることなど、“みどり”に起因する問題が生じている。

これらの問題に対し、本計画において、望ましい“みどりの管理の在り方”について方針を定め、それに沿って“みどり”の保存・管理を実施していくことで問題の解決を図っていくことが必要である。

そこで、本計画は「特別史跡熊本城跡保存活用計画」に基づき計画策定を行う。

◆H31年3月 『特別史跡熊本城跡保存活用計画』策定

< 緑の保存管理の基本方針 >

- ① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ② 日常的な点検を充実させ、**遺構の保護、安全の確保、眺望の確保**に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

(「特別史跡熊本城跡保存活用計画 第4章 第6節 緑の保存管理」より抜粋)

⇒緑の保存管理については“方針”を定め、「**詳細な管理基準**」については**管理方針に沿った計画を別途策定**する旨を記載

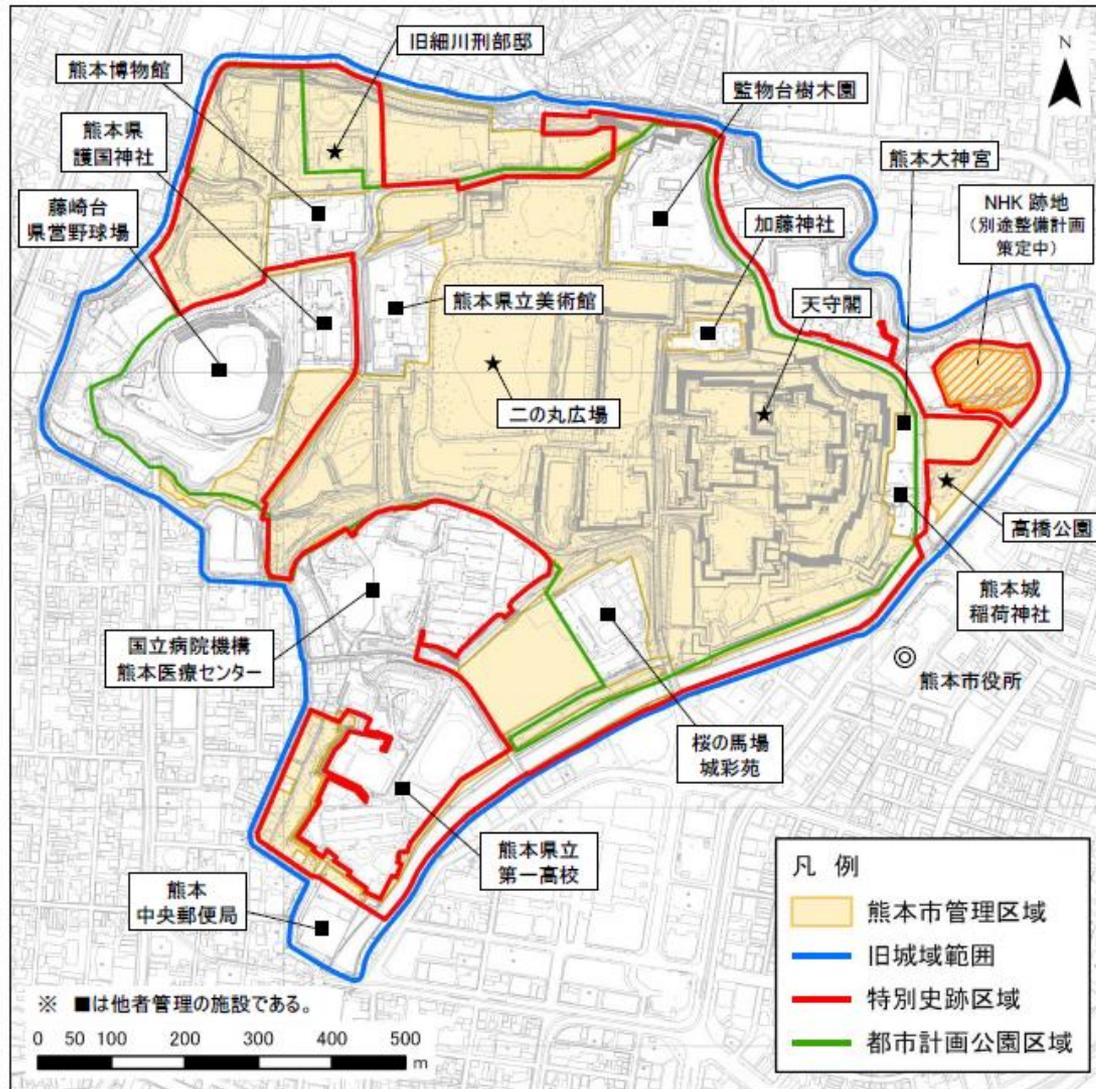
○ 計画の目的

上記の基本方針に沿って、本計画の中で、“みどり”に関する保存と管理の具体的な計画を定め、実施していくことで、熊本城の史跡を保存し、良好な歴史景観を形成しながら、来城者が安心して憩うことができる場を提供し、**史跡と緑の調和のとれた美しい熊本城を守り育んでいくことが本計画策定の目的**である。

第1章 計画策定の沿革と目的

(2) 計画の適用対象範囲

本計画の適用範囲は、熊本城総合事務所が管理する区域とする。(黄色着色部分)



第1章 計画策定の沿革と目的

(3) 計画策定の体制と経過 (委員会)

本計画の「検討経緯」及び計画案を審議した「熊本城跡保存活用委員会の委員」は以下の通り。委員は有識者（建築、史跡、歴史等）や地元地域の方で構成されている。

時期	会議名・内容・計画策定名
平成30年3月	「特別史跡熊本城跡保存活用計画」策定 (うち、第4章第6節 緑の保存管理)
平成30年10月	熊本城跡保存活用委員会計画部会 ・本計画の策定に向けたフローについて確認
平成31年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・上記承認
令和2年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・「熊本城樹木点検のてびき(案)」承認 ・樹木医による点検実施予定について(報告)
令和2年7月	「熊本城樹木点検のてびき」策定
令和3年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・樹木点検結果(報告) ・策定スケジュール、計画骨子について(承認)
令和3年11月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議
令和4年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議
令和4年8月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 素案について審議

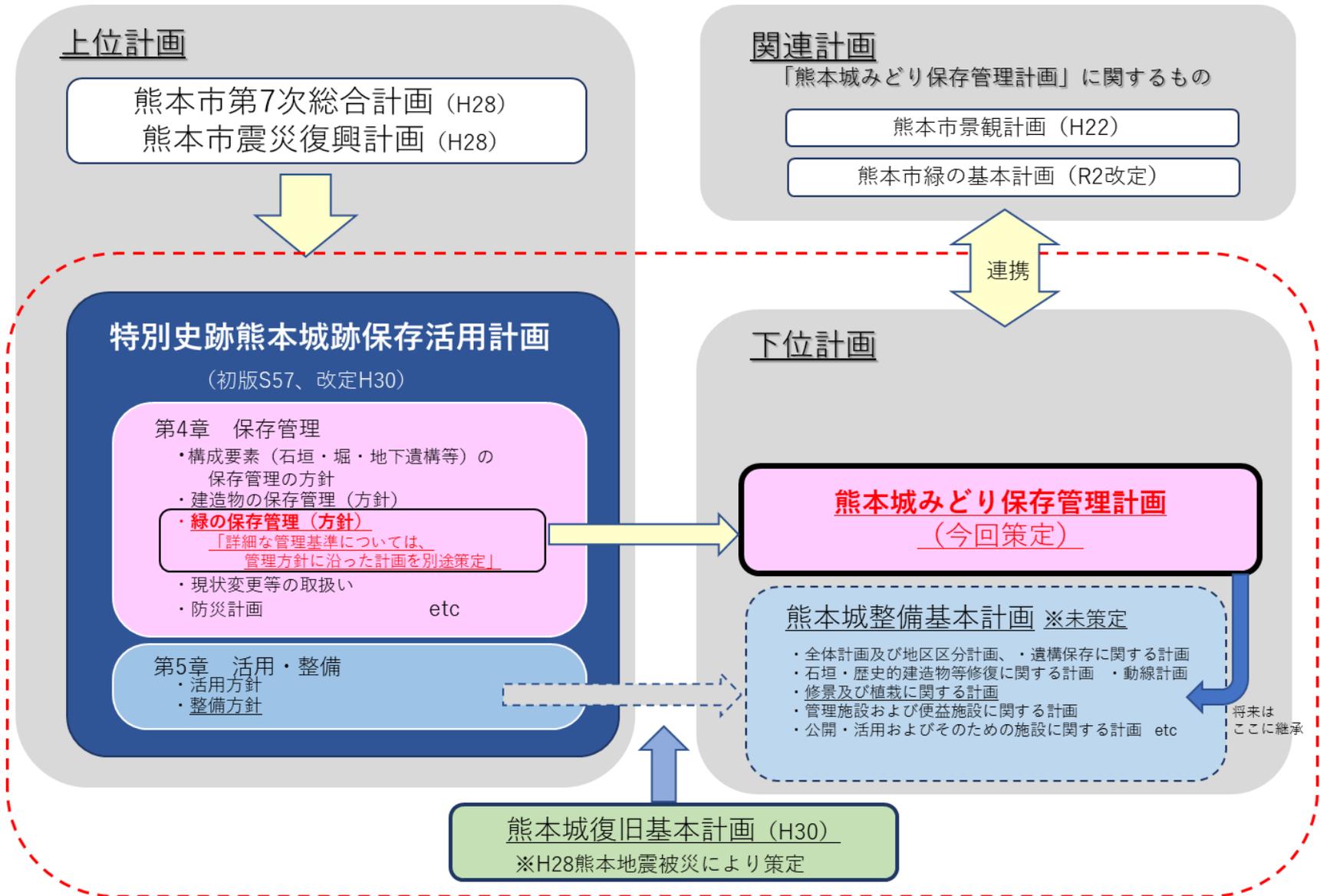
本計画の検討経緯

R3・4年度(13名)		H31・R2年度(13名)		H29・30年度(20名)	
伊東 龍一	建築学 (日本建築史)	伊東 龍一	建築学 (日本建築史)	伊東 龍一	建築学 (日本建築史)
伊東 麗子	植物	伊東 麗子	植物	伊東 麗子	植物
小畑 弘己	考古学 (史跡)	今村 克彦	考古学 (史跡)	今村 克彦	考古学 (史跡)
河島 一夫	地元地域	河島 一夫	地元地域	北野 博司	考古学 (石垣)
坂本 浩	経済界 (地域活性化)	坂本 浩	経済界 (地域活性化)	北原 昭男	建築学 (木質構造)
小堀 俊夫	文化振興	永田 求	文化振興	千田 嘉博	考古学 (城郭)
西嶋 公一	経済界 (地域活性化)	西嶋 公一	経済界 (地域活性化)	田中 哲雄	歴史学 (石垣)
服部 英雄	文化・歴史	服部 英雄	文化・歴史	谷崎 淳一	経済界 (地域活性化)
廣瀬 美樹	公募	廣瀬 美樹	公募	富田 紘一	考古学 博物館学
毛利 秀士	地元地域	松田 秀一	観光	永田 求	文化振興
森崎 正之	観光	毛利 秀士	地元地域	西形 達明	土木工学 (石垣構造)
山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)	山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)	西嶋 公一	経済界 (地域活性化)
山田 貴司	歴史学	山田 貴司	歴史学	長谷川 直司	建築学 (建築構工法)
				平井 聖	建築学 (日本建築史)
				宮武 正登	歴史学 (石垣)
				毛利 秀士	地元地域
				山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)
				吉田 純一	建築学 (日本建築史)
				和田 章	建築学 (耐震工学)
				西村 邦昭	公募

熊本城跡保存活用委員会 委員名簿 (五十音順・敬称略)

第1章 計画策定の沿革と目的

(4) 計画の位置づけ (上位・関連計画との関係)



第1章 計画策定の沿革と目的

(4) 計画の位置づけ (関係法令)

本計画を策定する中で関連する法令は以下の通りである。

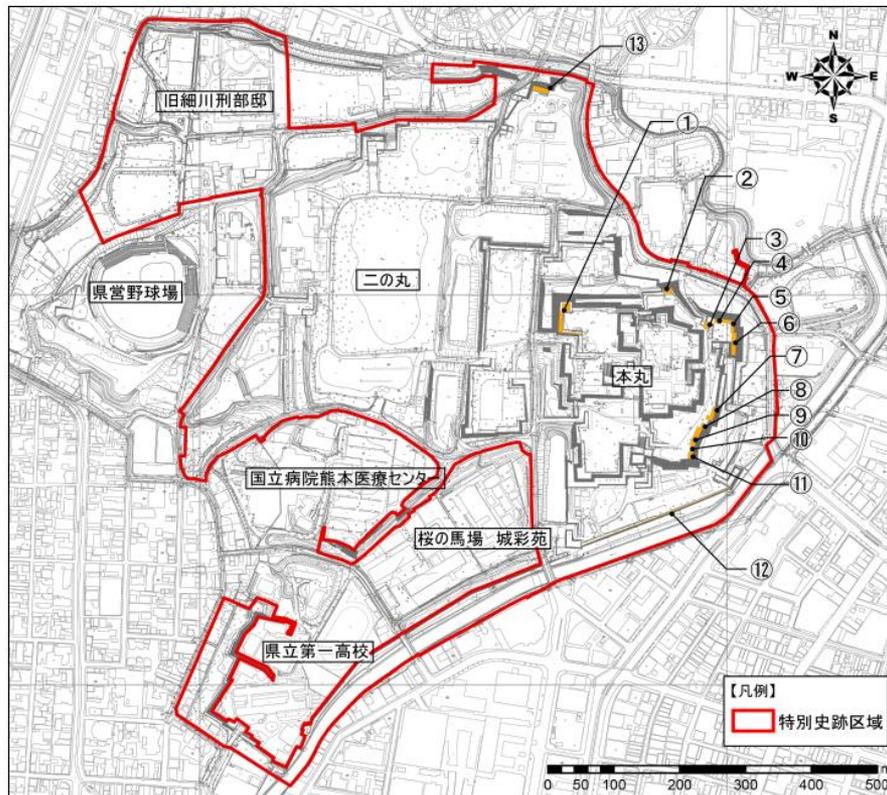
関係法令	規制区域	許認可・届出等	対象地
文化財保護法	史跡指定地	現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可	史跡指定地全域
	史跡指定地外	周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出及び通知	計画範囲内の周知の埋蔵文化財包蔵地
都市公園法	公園区域全域	公園内行為 等	都市公園範囲
都市計画法	都市計画区域	都市施設、建ぺい率、用途 等	計画範囲内全域
都市緑地法	緑化重点地区	-	中心市街地ほか
景観法	市域全域	意匠、色彩、高さ等	計画範囲内全域
国有財産法	国有地	国有地の管理	国有地

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

(1) 位置、歴史と価値

昭和8年（1933）に旧状を残す石垣や堀が史跡に、西南戦争等の災禍を免れて残った建造物が国宝に指定（昭和25年に史跡・重要文化財指定、その後昭和30年に特別史跡指定）され、その高い文化財的価値・歴史的価値が示された。

昭和25年（1950）以降に熊本市による公園整備が進められるとともに、大小天守等の再建や復元、保存修理等が行われ、現在では熊本市・熊本県のシンボルとして広く市民・県民に親しまれている。



番号	重要文化財
①	宇土櫓
②	平櫓
③	不開門
④	五間櫓
⑤	北十八間櫓
⑥	東十八間櫓
⑦	源之進櫓
⑧	四間櫓
⑨	十四間櫓
⑩	七間櫓
⑪	田子櫓
⑫	長塀
⑬	監物櫓

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

(2) 土地利用の変遷

特別史跡熊本城跡と旧城域の土地利用の変遷を地区（本丸・二の丸・三の丸・古城・千葉城）ごとにまとめた。（今後のみどり管理も過去の土地利用を踏まえて実施していくため）

特別史跡熊本城跡と旧城域の土地利用の変遷（本丸地区の一部）

		本丸										
西暦	名称 地番	本丸	平左衛門丸	教寄屋丸	飯田丸	東竹の丸	竹の丸	加藤神社 (極方)	西出丸	奉行丸	熊本大神宮	稲荷神社
	中世以前											
	中世											
	加藤時代	「御本丸」	「加藤平左衛門尉屋敷」		「たけの丸」		「御下台所」・「えんしやう哉」・「御馬屋」	「えんしやうこや」(煙硝小屋)		「加藤平左衛門尉中屋敷」		武家屋敷
	細川時代								御蔵	奉行所	竹小屋	
							櫓方会所					袖方用屋敷
1868	1											
1869	2											
1870	3											
1871	4											
1872	5											
1873	6											
1874	7											
1875	8											
1876	9											
1877	10											
1878	11											
1879	12											
1880	13											
1881	14											
1882	15											
1883	16											
1884	17											
1885	18											

錦山神社

陣軍用地

鎮台司令部

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

(3) 近世における城内の植栽

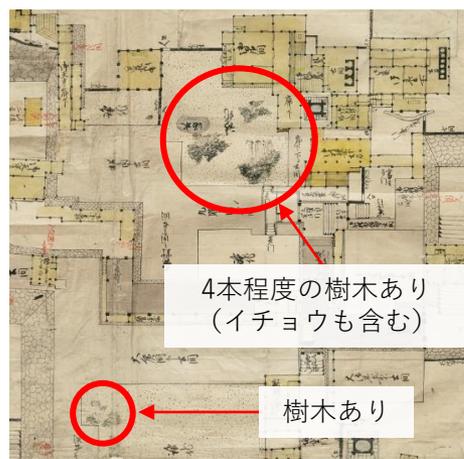
<緑の保存管理の基本方針> (特別史跡熊本城跡保存活用計画より)

- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

上記の方針を受けて、近世の植物景観を絵図資料をもとに整理した結果、細かな樹種の特定はできなかったが、城域全体でスギ・マツ・クスノキ等の樹木が確認できた。

飯田丸や竹の丸にはクスノキの古樹が現在も残っており、明和6年(1769)頃の「御城内御絵図」には飯田丸のクスノキや天守前のイチョウも描かれている。

慶応3年(1867)には花畑屋敷から城内へ「覆道」と呼ばれる通路を建設するため、竹の丸のスギを材木として使用した記録が残っている。



御城内御絵図 (本丸上段)



御城内御絵図 (竹の丸)



竹の丸のスギ林

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

(4) 近代における城内の植栽

明治4年（1871）熊本に鎮西鎮台（のち熊本鎮台）が設置されると、熊本城は陸軍用地となった。江戸時代にあった竹の丸のスギ林、桜馬場の竹林、不開門坂道のスギ並木が明治10年前後の古写真では確認できないため、陸軍用地となって以降に伐採されたと考えられる。

明治12年には城内の空地にマツ・スギ・ヒノキ等の苗木1万本の植樹願いが熊本鎮台から出された。その後、明治35年（1902）の明治天皇行幸の際に南坂を改変して造られた行幸坂にはサクラ100本が植樹された。この時、行幸橋南の通りにもサクラが植樹されたとみられ、桜町の町名がついている。

明治時代後期から大正時代には、熊本県内各地にクスノキの植栽を推進した河喜多義男氏による植樹が数多く行われた。河喜多氏はクスノキの常緑性や木材・樟脳などの幅広い用途に着目し、様々な箇所

	和暦	西暦	月	日	樹種	場所	現在地	本数	備考
1	明治35年	1902	12	10	楠苗	陸軍熊本地方幼年学校	監物台樹木園	100	
2	明治37年	1904	3	22	楠苗	陸軍地方幼年学校	監物台樹木園	50	
3	明治41年	1908	3	23	楠苗	熊本陸軍兵器支廠	第一高校	202	
4	明治41年	1908	3	23	楠苗	歩兵第13聯隊営内	二の丸広場	103	
5	明治41年	1908	3	23	楠苗	第六師団司令部構内	本丸	105	
6	明治42年	1909	3	17	楠苗	歩兵第23聯隊留守隊	二の丸広場	100	
7	明治42年	1909	3	27	楠苗	輜重兵第六大隊	三の丸第2駐車場一帯	120	
8	明治42年	1909	3	16	楠苗	第六師団経理部留守部（憲兵隊本部附近）	千葉城	120	
9	明治42年	1909	4	10	楠苗	第六師団経理部留守部（経理部附近）	千葉城	730	
10	明治43年	1910	3	26	大楠苗	輜重兵第六聯隊	三の丸第2駐車場一帯	103	
11	明治43年	1910	4	1	楠苗	熊本衛戍病院	国立病院	42	
12	明治43年	1910	4	1	楠苗	第六師団経理部留守部	千葉城	12	
13	明治45年	1911	3	21	楠苗	輜重兵第六大隊	三の丸第2駐車場一帯	101	
14	大正3年	1914	3	16	楠苗	熊本陸軍兵器支廠	第一高校	101	
15	大正4年	1915	3	19	楠苗	歩兵第13聯隊	二の丸広場	15	大正14年に渡鹿へ移転
16	大正4年	1915	3	23	楠苗	輜重兵第六大隊	三の丸第2駐車場一帯	15	
17	大正4年	1915	3	22	楠苗	第六師団司令部	本丸	15	
18	大正5年	1916	3	25	楠苗	熊本陸軍兵器支廠	第一高校	21	
19	大正7年	1918	3	20	鬼グルミ	輜重兵第六大隊本部	三の丸第2駐車場一帯	3	
								計	2058

クスノキの植栽を推進した河喜多義男氏による植樹の履歴（楠苗献植記録）

(5) 城内における花見の始まりと歴史

江戸時代、二の丸等に所在した武家屋敷では、屋敷に植えられた桜で花見を催した記録が残るが、特定の花見の名所はなかったようである。

明治35年（1902）の明治天皇行幸を記念して行幸坂に植樹された桜が花見の名所として定着したのは大正時代以降とみられている。

その後、行幸坂の桜は昭和2年（1927）の暴風で23本が倒木し、市によって30余本の植樹が行われた。その後も補植を行いながら維持され、現在も城内随一の花見の名所として親しまれている。

また、昭和初期には藤崎台の招魂社（現在の護国神社）一帯に植樹された桜が新たな名所となった。



絵葉書「御幸坂桜花満開の景」（歴史文書資料室蔵）

(6) 熊本城跡の近世の景観

明治初期の古写真と現代の写真の景観比較を行った。
比較した地点としては、「保存活用計画」に基づき、本丸地区を外郭から望む
視点場8か所と、本丸地区内の大天守及び宇土櫓最上階から望む視点場を採用
した。



視点場位置図

(6) 熊本城跡の近世の景観

○ 桜町交差点付近の視点場から（一例）

明治4年の古写真によると、飯田丸五階櫓や数寄屋丸五階櫓などの建造物の姿が確認でき、飯田丸五階櫓の奥に現在も古樹として残るクスノキが確認できる。現在と比較すると竹の丸のスギ林など、全体的に針葉樹が多い。



明治4年撮影（熊本市寄託）



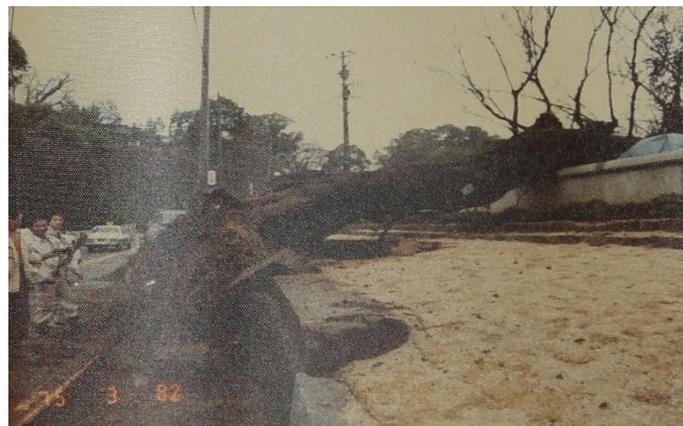
令和3年9月撮影

(7) 災害時の倒木等による毀損事例



事例1：加藤神社石垣天端石の崩落
(熊本県文化財資料室提供)

昭和40年の台風15号によって樹木が根上がりし、天端石を崩落させた。



事例2：伝統工芸館石垣天端石の変状
(熊本県文化財資料室提供)

昭和57年の強風によって街路樹が倒れ、天端石を変状させた。



事例3：倒木による法面崩落

平成3年の台風17号によって未申櫓周辺の樹木が倒れ、法面が崩落した。



事例4：倒木による東十八間櫓石垣天端石の変状

平成3年の台風19号による倒木が、天端石を崩落・変状させた。

(8) 現在の熊本城跡の利活用状況

熊本地震により甚大な被害を受け、地震直後は閉園を余儀なくされたが、復旧及び安全対策を実施し、順次開園を進めており、熊本城内では年間を通し各種さまざまなイベントが行われている。

このような中で、みどりに関連して桜や梅の開花、秋の紅葉のライトアップ、肥後六花の出張展示などで来城者の方々の目を楽しませるだけでなく、熊本の文化の発信にも努めている。



夜桜の公開（行幸坂）



肥後菊の展示



秋の夜間公開（旧細川刑部邸）



肥後花菖蒲の展示

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

(8) 現在の熊本城跡の利活用状況

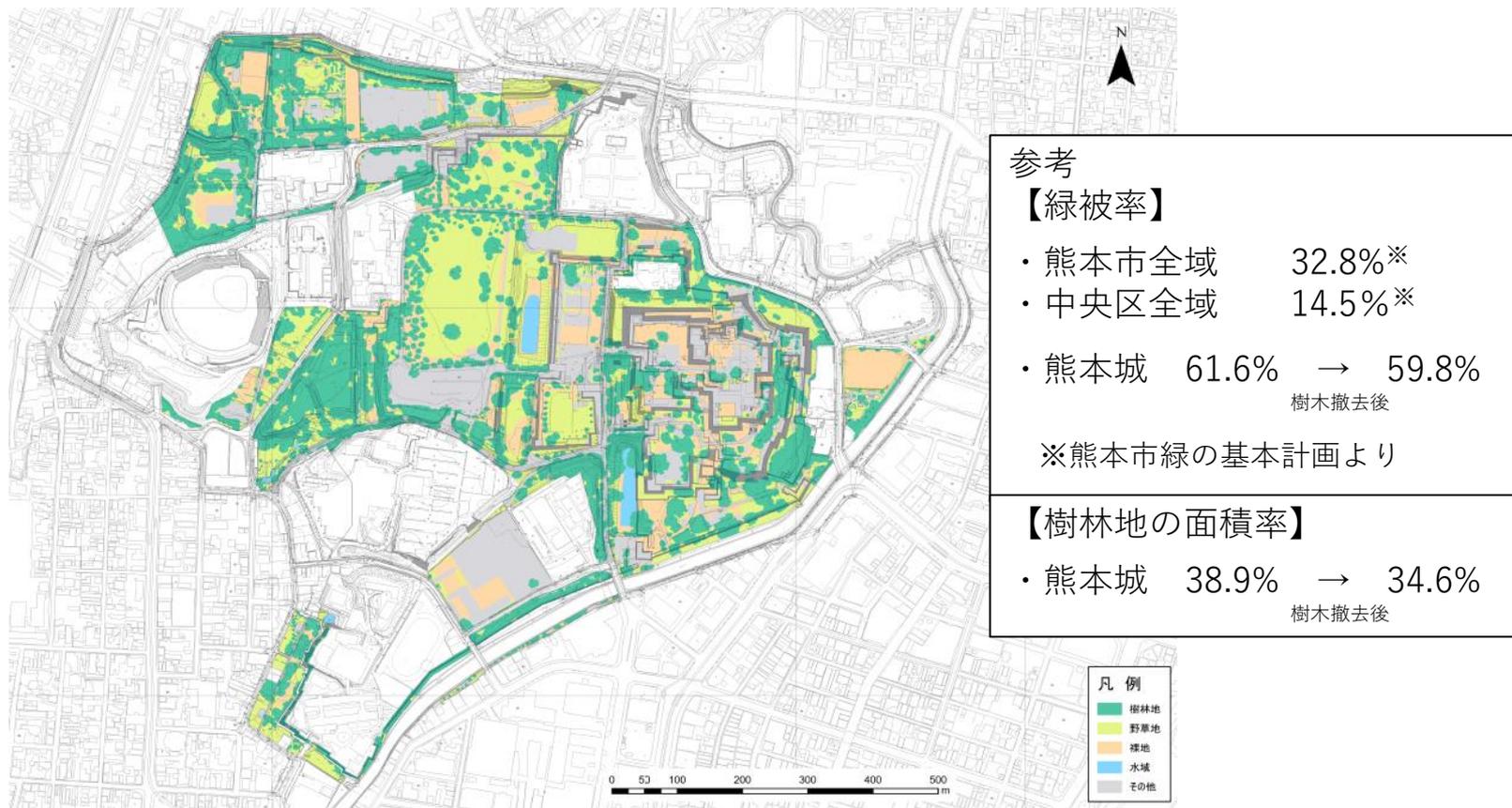
	熊本城総合事務所・お城まつり運営委員会 主催行事		事務所以外の行事
		みどりに関連する行事、開花状況	
4月		↑ 肥後椿の開花 ↓ ↑ 桜の開花 (遅咲き種) ↓	
5月	★夜間公開	↓ 肥後芍薬の開花 ↑ ↓ ツツジ類の開花 ↑	
6月		♣ 肥後花菖蒲展 ↑ ↓ アジサイの開花 ↑	
7月		♣ 肥後朝顔展	
8月	★夜間公開		火の国まつり
9月	お城まつり 名月鑑賞の夕べ		
10月	流鏝馬		大にぎわい市 みずあかり
11月	秋のくまもお城まつり ★夜間公開	細川刑部邸庭園限定公開 (モミジのライトアップ) ♣ 肥後菊展	紅葉 ↑
12月			紅葉 ↓
1月	お城まつり 迎春行事	↑ 肥後山茶花の開花 ↓	
2月		↑ 梅の開花 ↓	熊本城マラソン
3月	春のくまもお城まつり ★夜間公開	↓ 肥後椿の開花 ↑ ↓ 桜の開花 (夜間公開で桜のライトアップ) ↑	

熊本城における主要なイベント等の年間スケジュール

(1) 緑被率

緑被率：緑の総量を把握する指標で「対象区域」面積に占める「緑被地」面積の割合

熊本城管理区域における緑被率※は約61.6%となっている



※「熊本市緑の基本計画」では緑被の種類により緑被率①、②、③の種類分けがあり、今回の計画では緑被率①を採用。

緑被率①：(自然樹林+人工林+竹林+果樹園+野草地) ÷ 対象区域

(2) 希少動植物の存在

熊本城内は希少種をはじめ、多様な動植物の生息・生育の場となっている。この貴重な環境は、文化財の保護と合わせて維持していくべき重要なものである。

熊本城内に生育・生息する希少動植物（「レッドデータブックくまもと2019」より）



イヌノフグリ



マツバラシ



ヒメウラジロ

「レッドデータブックくまもと2019」の 카테고리区分	動物	植物
絶滅危惧IA類 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの		ツクシスミレ
絶滅危惧IB類 絶滅危惧IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	オヒキコウモリ	イヌノフグリ
絶滅危惧II類 絶滅の危険が増大している種	キュウシュウフクロウ アオバズク	マツバラシ コイヌガラシ
準絶滅危惧 存続基盤が脆弱な種		ミゾコウジュ
要注目種 現在必ずしも絶滅危惧の 카테고리に属しないが、存続基盤が今後変化及び減少することにより、容易に絶滅危惧に移行し得る可能性の高い種		ヒメウラジロ

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

(1) 来城者の安全確保（危険木への対応）

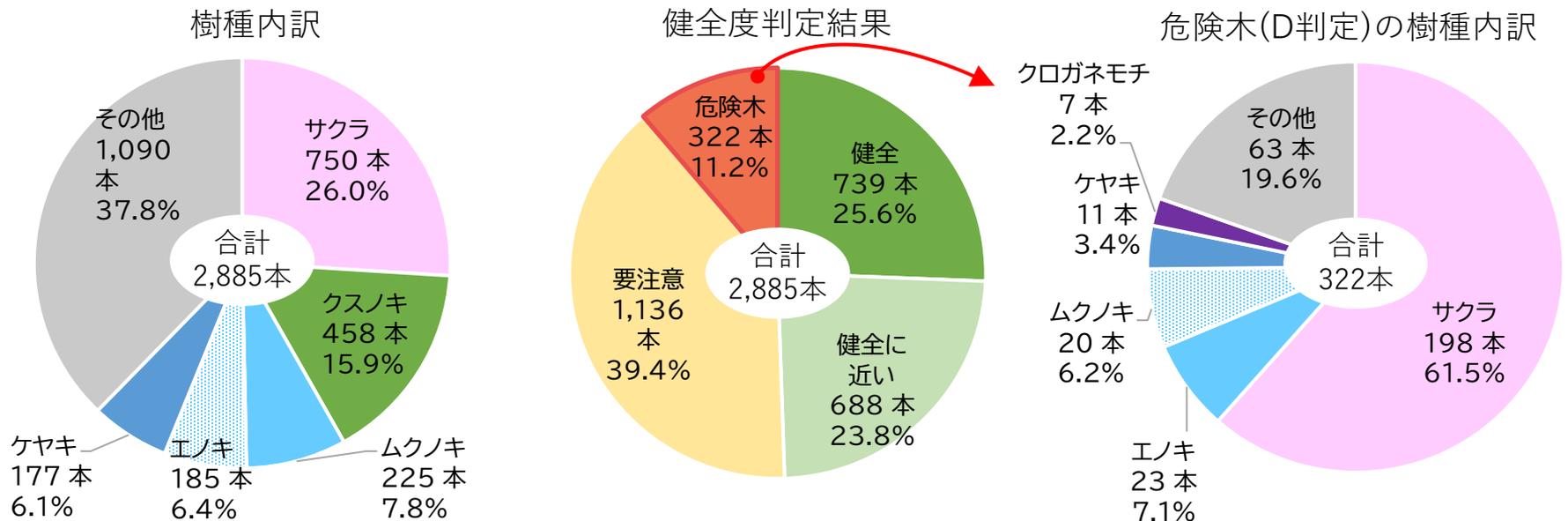
○ 管理区域内の樹木

管理区域内に存在する高木（H=3.0m以上）は2,885本であった。

○ 健全度判定結果

樹木医による健全度判定を行ったところ、危険木の位置と数量が明らかとなった。危険木の多い樹種としてはサクラ、エノキ、ムクノキの順となっている。

危険木（D判定）が高木の約1割にあたる322本存在することが判明



(1) 来城者の安全確保（危険木への対応）

<対応方針> 来城者の安全確保のため危険木撤去と樹木点検の継続的な実施

- ① 令和2年度の樹木点検で把握された危険木（322本）は原則撤去を行う。
ただし、危険木のうち江戸期から残る樹木（古樹・大樹）6本については、安全確保の手法（支柱や立入禁止措置）を検討する。
- ② 樹木点検は今後も継続実施し、危険木、枯れ枝、腐朽枝、かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し、安全対策のために適切な対応（樹木撤去や枝の除去）を行う。



行幸坂の被圧を受けて変形した樹木



幹が空洞化し衰退した樹木



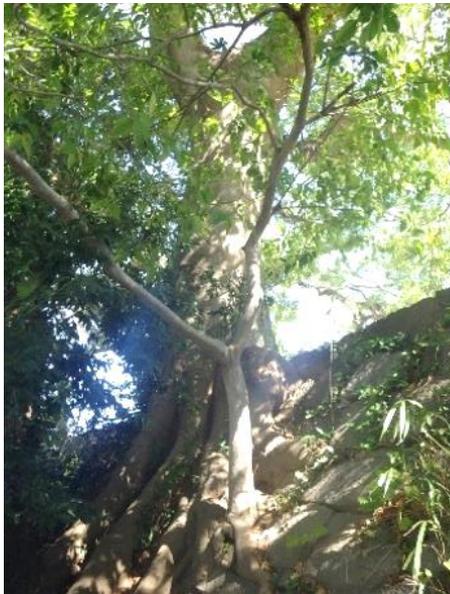
腐朽菌のキノコが着生する樹木

(2) 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）

遺構影響木・・・重要文化財建造物・石垣・建物遺構（礎石等）・切岸等に影響を与えている樹木、影響を及ぼす可能性がある樹木。

○ 石垣等に影響を与えている樹木

根が石垣を圧迫・変形させており、今後も樹木の成長により石垣の変形や崩落などの被害が進行する。



石垣の面上に生育した樹木



石垣上部に生育し、石垣を変形させる



石垣底部に生育し、石垣を押し上げるなど変形させる

(2) 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）

○ 重要文化財建造物等に影響を与えている樹木

建造物の上部に枝葉が伸びており、落ち枝が発生した場合や倒伏した場合に被害が生じる恐れがある。



長塀に大枝がかかっている樹木



南東櫓群に近接して生育する樹木

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

(2) 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）

<対応方針> 遺構保護のため遺構影響木は剪定・樹木撤去を行い、遺構の毀損を予防するため継続的な点検の実施

- ① 危険木撤去の対応が完了した後に遺構影響木の撤去を行う。
- ② 危険木を撤去した後の遺構影響木は295本あるが、それら全ての撤去を行うと景観が大きく変化することを考慮し、その中でも遺構の種類により優先順位をつけ撤去を行う。
- ③ 石垣に影響する遺構影響木については、早急な対応が必要である169本に絞り、年間30本程度ずつ5年かけて撤去を行う。

○石垣等に影響する樹木 264本
 ○重要文化財建造物等に影響する樹木 31本

計295本 → 早急に対応が必要な169本を撤去予定

高い ↑ 対応優先度 ↓ 低い	①重要文化財建造物等に影響する樹木	}	近世（西南戦争直前までの）石垣
	②本質的価値そのものの石垣面上の樹木		
	③ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木		
	④ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木		
	⑤建物遺構（礎石等）に影響を与えている樹木		
	⑥切岸（いわゆる崖）面の樹木		
	⑦ " 天端の樹木		
	⑧本質的価値を補助する石垣面上の樹木	}	近現代の石垣
	⑨ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木		
	⑩ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木		

遺構影響木の対応優先度

(2) 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）

(前ページの続き)

- ④ 重要文化財建造物等に影響する遺構影響木（31本）は、危険木撤去を行った後に、樹木の上部の管理（枯れ枝、かかり枝、建物上部に覆いかぶさる枝等の除去作業）により被害を防ぐ。
- ⑤ ③、④の作業完了後も、定期的な樹木点検を実施し、新たな危険木や支障枝を把握し適時に対応することで遺構への被害を防ぐ。
- ⑥ 樹木撤去は地盤面より上で実施する。残った切株からは「ひこばえ」が発生するため、生長しないよう適宜除去する。
- ⑦ 石垣面に生える樹木は幼木のうちに撤去し、定期的な除去作業を実施する。

(3) 景観面（眺望の確保など）

熊本城の景観は、主に歴史的建造物や石垣と樹木群によって構成されており、緑が加わることで熊本城の景観は四季折々に変化し、様々な表情を見ることができる。春は桜や新緑、夏は深い緑、秋には紅葉が加わり、冬は落ち葉の時期を迎える。



桜が満開の西大手門につながる土橋



夏の深い緑に覆われている熊本城



紅葉に彩られた熊本城

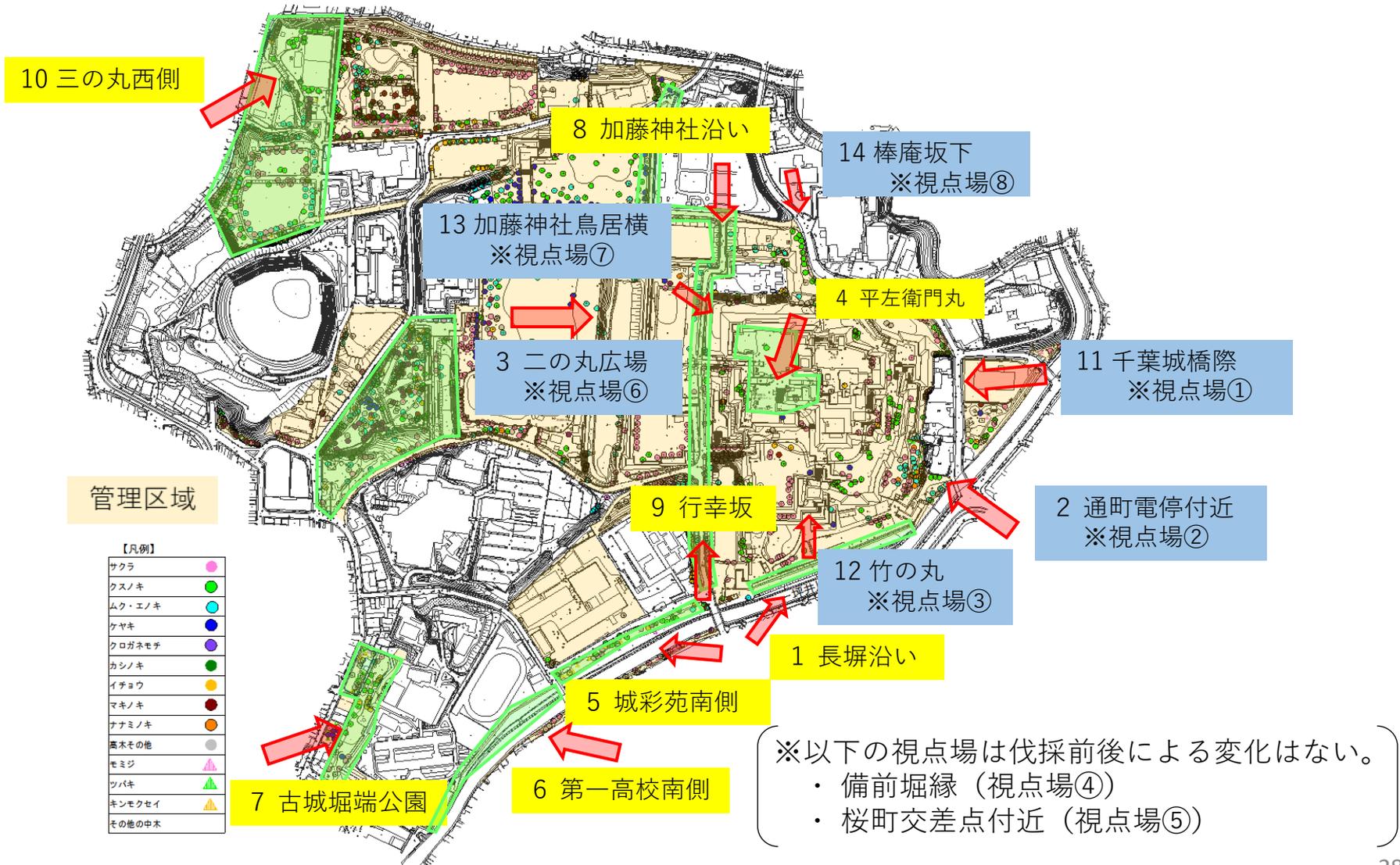


天守前広場のイチョウ

景観シミュレーション検討箇所図

保存活用計画に記載の「視点場」や樹木撤去が多い場所を中心に景観シミュレーションを実施

⇒ 「現在」と「危険木・遺構影響木の撤去後」の比較を行った



1 撤去前後の景観変化 長堀沿い（撤去前）



1 撤去前後の景観変化 長堀沿い（撤去後）



2 撤去前後の景観変化 通町電停付近（撤去前）



2 撤去前後の景観変化 通町電停付近（撤去後）



3 撤去前後の景観変化 二の丸広場（撤去前）



3 撤去前後の景観変化 二の丸広場（撤去後）



4 撤去前後の景観変化 平左衛門丸（撤去前）



4 撤去前後の景観変化 平左衛門丸（撤去後）



5 撤去前後の景観変化 城彩苑南側（撤去前）



5 撤去前後の景観変化 城彩苑南側（撤去後）



6 撤去前後の景観変化 第一高校南側（撤去前）



6 撤去前後の景観変化 第一高校南側（撤去後）



7 撤去前後の景観変化 古城堀端公園（撤去前）



7 撤去前後の景観変化 古城堀端公園（撤去後）



8 撤去前後の景観変化 加藤神社沿い（撤去前）



8 撤去前後の景観変化 加藤神社沿い（撤去後）



9 撤去前後の景観変化 行幸坂（撤去前）



9 撤去前後の景観変化 行幸坂（撤去後）



10 撤去前後の景観変化 三の丸西側（撤去前）



10 撤去前後の景観変化 三の丸西側（撤去後）



11 撤去前後の景観変化 千葉城橋際（撤去前）



11 撤去前後の景観変化 千葉城橋際（撤去後）



12 撤去前後の景観変化 竹の丸（撤去前）



12 撤去前後の景観変化 竹の丸（撤去後）



13 撤去前後の景観変化 加藤神社鳥居横（撤去前）



13 撤去前後の景観変化 加藤神社鳥居横（撤去後）



14 撤去前後の景観変化 棒庵坂下（撤去前）



14 撤去前後の景観変化 棒庵坂下（撤去後）



(3) 景観面（眺望の確保など）

<対応方針> 今後、危険木・遺構影響木の撤去が完了した後に、景観上の適切な緑の量について十分に検証した上で景観に配慮した管理作業を実施する。

- ①景観に関しては、保存活用計画に定められた視点場からの景観を重視し、熊本城と緑の調和が図られるよう促していく。
- ②危険木・遺構影響木の樹木撤去が完了した後に、適切な緑の量について十分に検証を行った上で、必要に応じて景観に配慮した剪定等の作業を行っていく。
- ③外来性の樹木についても、将来の景観検証の際に撤去の必要性を検討していく。

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

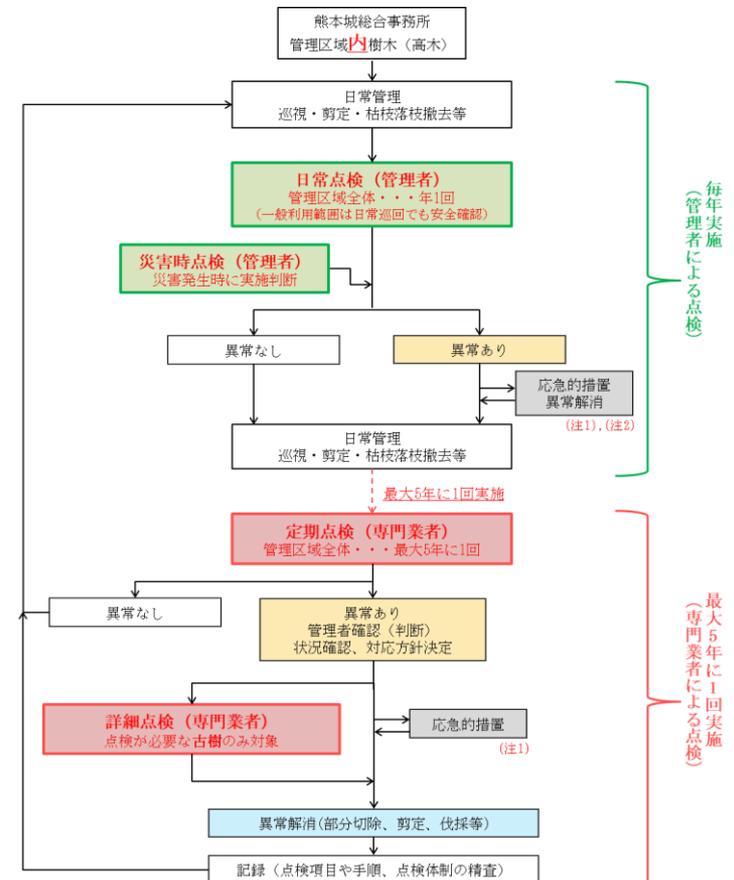
(4) 樹木点検の実施

樹木は年々生長や衰弱する生き物であることから、定期的にその状況を把握していくことが大切である。そのため、熊本城の特徴に合わせた樹木点検マニュアルを作成し、それに基づく点検を専門家も入れて実施することが必要である。

＜対応方針＞ 樹木点検の手法を”てびき”※としてまとめ、定期的・継続的に点検を実施し、安全確保、遺構保護、景観の維持に努める。

- ①樹木点検は「熊本城樹木点検のてびき」に基づき定期的・継続的に実施し、適切に危険木、遺構影響木、景観への影響を把握していく。
- ②実施は点検の種類（日常点検・定期点検・詳細点検）に応じ、管理者・専門家（樹木医）で行う。
- ③点検により把握できた樹木の異常に対しては、剪定・伐採といった対応を適時行う。

※「熊本城樹木点検てびき」はR2年度に保存活用委員会の承認を得て策定済。現在、これに基づく点検を実施中。



(注1)後述参考資料(1)を参照しながら樹木区分毎の対応を実施する
(注2)状態が非常に悪い場合には個別に定期点検もしくは詳細点検を検討する

樹木点検の流れ

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

(5) 古樹・大樹の保護育成

<対応方針> 江戸期から存在すると思われる樹木を古樹・大樹として市で認定し、永く樹木が存続していくよう適正な管理を行い生育環境の保全に努める。

①古樹13本、大樹18本を現時点での古樹・大樹の認定樹木とする。

古樹：古写真（明治初期）があり当該樹木が江戸期より残っていると判断できる樹木

大樹：古写真はないが、絵図、幹周の数値から江戸期より残っている可能性が高い樹木

”大樹”の幹周条件：クスノキ 5.0m以上、その他の樹木 4.0m以上（地際よりH1.2mの位置の幹周）

	本丸 エリア	二の丸 エリア	三の丸 エリア	計	クスノキ	ムクノキ	イチョウ	スダジイ
古樹	11	2	0	13	8	3	2	0
大樹	5	9	4	18	10	6	1	1
計	16	11	4	31	18	9	3	1

古樹・大樹のエリア毎の存在、樹種内訳（本）

②江戸期から残る樹木（古樹・大樹）を市民に広く知ってもらうため、銘板の設置や云われなどの情報を整理し公開する。

(5) 古樹・大樹の保護育成

(前ページの続き)

- ③適正な管理と生育環境の保全のために、定期的な樹木医による点検・診断を行い、必要に応じて樹勢回復の措置を行い、保護育成に努める。
- ④危険木（D判定）の古樹・大樹については、来城者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。（立ち入り禁止措置、剪定等の実施）
- ⑤樹木は生き物であり、最終的には枯死するものである。保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来城者・文化財に影響が及ぶ場合、人身の安全確保・文化財保護のために、樹木医の判断を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあり得る。

古樹：本丸209 イチョウ（天守前広場 清正公お手植えの伝承あり）

本丸209



本丸209



古樹：本丸722 イチョウ（加藤神社敷地奥）

本丸722



明治10年撮影（熊本城頭彰会）



R2年度に樹木医の詳細点検を実施後、危険枝の撤去を行い、ひこばえの成長を促していく方針とした。経過観察中

古樹：本丸257 クスノキ（飯田丸 樹齢800年と言われている）

本丸257



明治8年頃撮影（熊本城総合事務所蔵）

本丸257

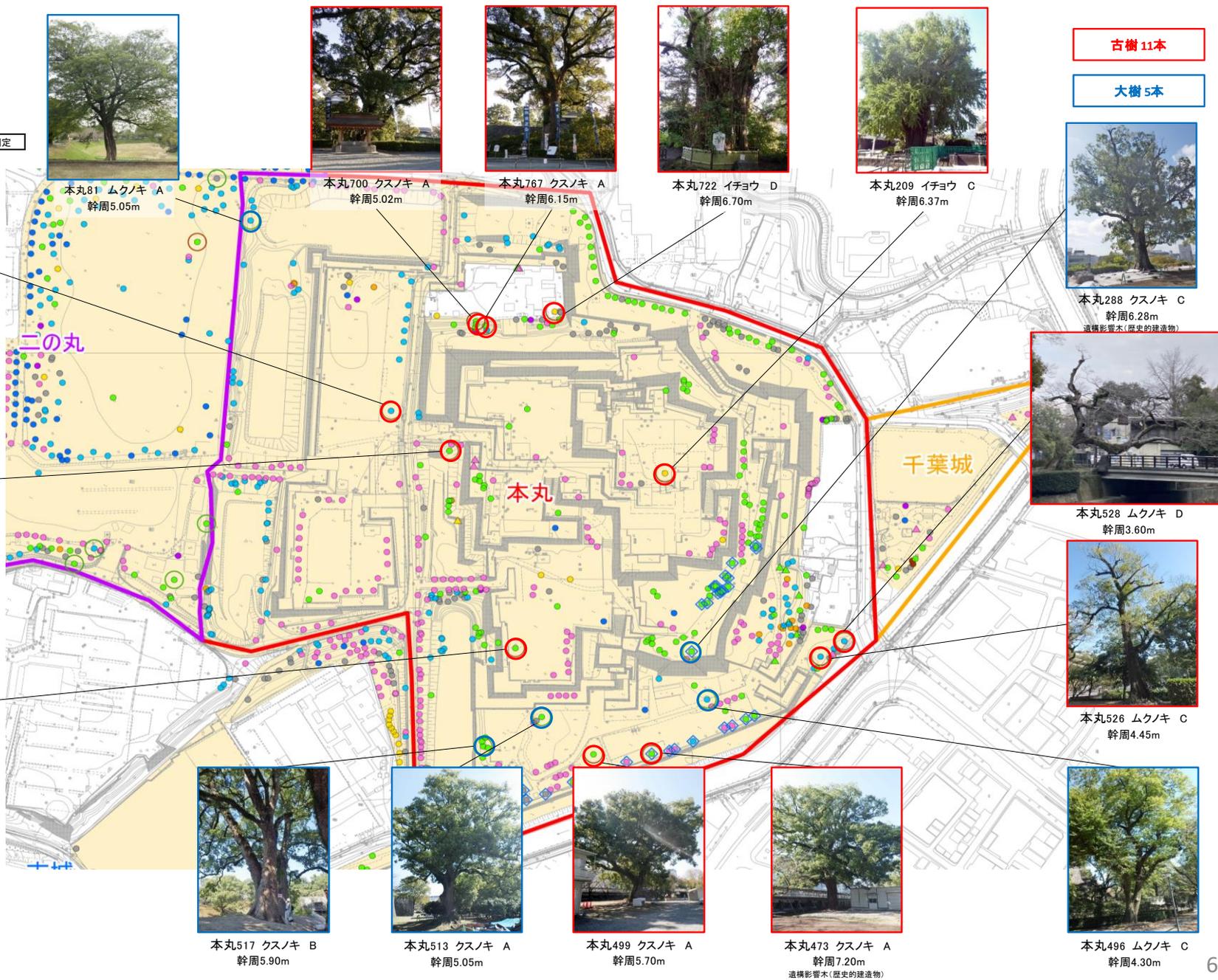


古樹・大樹の位置図 (本丸エリア)

本丸ゾーン
古樹・大樹一覧

凡例

番号	樹種	判定
----	----	----



古樹・大樹の位置図 (二の丸・三の丸エリア)

二の丸・三の丸ゾーン
古樹・大樹一覧

凡例

番号	樹種	判定
----	----	----



三の丸127 クスノキ A
幹周5.70m

三の丸132 クスノキ D
幹周5.10m



三の丸123 クスノキ A
幹周6.20m



二の丸220 クスノキ C
幹周7.50m



二の丸511 イチョウ C
幹周4.00m



二の丸554 ムクノキ C
幹周4.44m



二の丸164 クスノキ C
幹周7.00m
遠構影響木(近世代石垣天端)
経過観察



二の丸168 ムクノキ C
幹周5.70m



二の丸151 クスノキ B
幹周7.00m



二の丸114 クスノキ C
幹周6.56m

三の丸836 クスノキ A
幹周5.00m

二の丸102 スダジイ D
幹周6.70m

古樹2本

大樹13本



二の丸710 ムクノキ D
幹周5.30m



二の丸719 ムクノキ D
幹周7.00m



二の丸146 クスノキ C
幹周7.10m
遠構影響木(近世代石垣天端)
経過観察



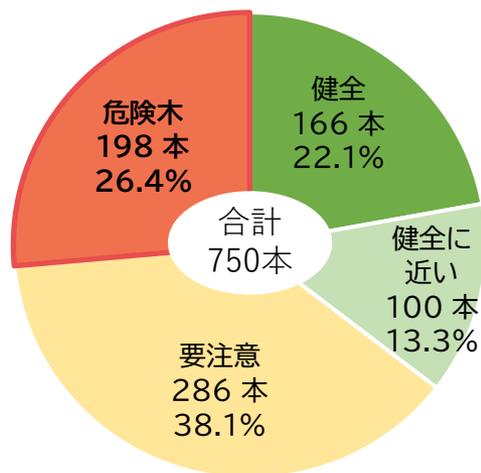
(6) 桜の保護育成

<対応方針> 現状では様々な理由から衰弱が進んでいる桜について、危険木や遺構影響木の桜については撤去を行う必要がある。しかし、熊本城は桜の名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分配慮する中で、補植を行うことや残った桜を健全に育てるための保護育成に努める。

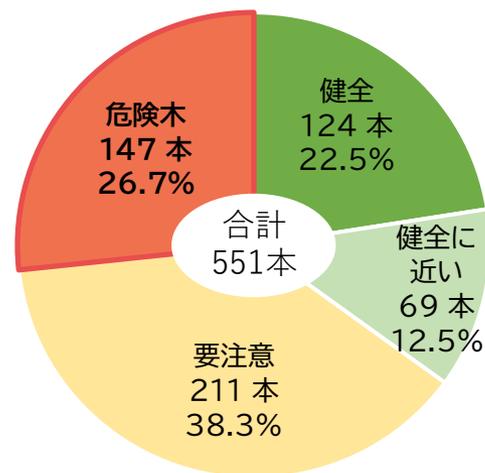
- ①危険木や遺構影響木にあたる桜は撤去が必要となるが、これらの補植を検討する。
- ②今後補植する際には、ヤマザクラを基本としつつ、エリアごとの特色や周辺の桜の配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の保持に努める。
- ③”桜維持管理エリア”を選定し、このエリアを中心に桜の保護育成に取り組む。

(6) 桜の保護育成

桜の健全度判定



染井吉野の健全度判定



○衰弱の原因

- ・九州では桜は他の樹種と比べて寿命が短いと一般的にいわれている
- ・他の高木が大きく育ち桜に日光が当たらないなどの被圧を受けていること
- ・桜並木として植えるにあたり密植となり弱りやすい環境になっていること
- ・踏圧（根を踏んで傷つけるなど）の影響
- ・通行に影響がないよう剪定を重ねることで樹勢が弱ること
- ・腐朽が進みやすい樹種で、剪定した切り口から腐朽菌が入ることによって腐朽が進むこと

(6) 桜の保護育成

○桜の成長暦と作業時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
成長暦	休眠期		展葉期		枝葉成長期			枝葉充実期		落葉期		休眠期
作業時期(通年)	冬季剪定※	施肥(寒肥)	施肥(お礼肥)			枯枝除去		施肥(追肥)			冬季剪定	
補植作業		補植				追肥						

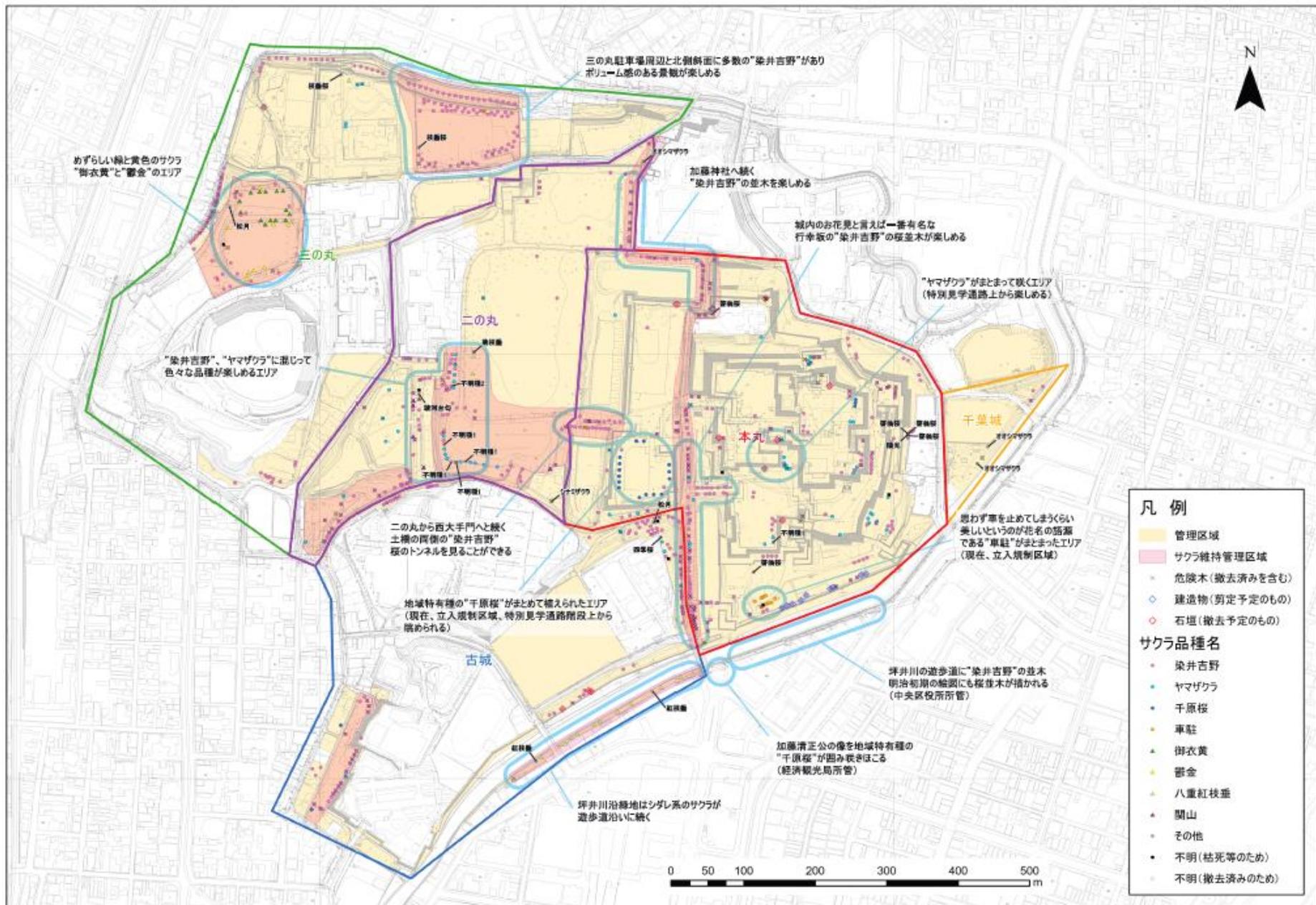
※枝垂桜、サトザクラ系の桜の剪定は豪華な花を楽しむため、花後に行うのが望ましい

○桜の品種

城内の桜の品種は20種類確認され、代表的な品種は以下の通りである。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1、染井吉野 (551本) | 全体の約75%を占め、一番多い品種 |
| 2、ヤマザクラ (75本) | 日本古来の原種 |
| 3、千原桜 (20本) | 熊本市西区島崎地区で発見された品種 |
| 4、枝垂れ系の桜 (19本) | 坪井川の遊歩道を中心に植栽 |
| 5、御衣黄 (14本) | 緑色の花が咲く |
| 6、鬱金 (8本) | 黄色の花が咲く |

桜の品種マップ



(7) 樹木の維持管理作業（健全な樹木管理のために）

＜対応方針＞ 適切な剪定等維持管理作業を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。

● 剪定技術の基本

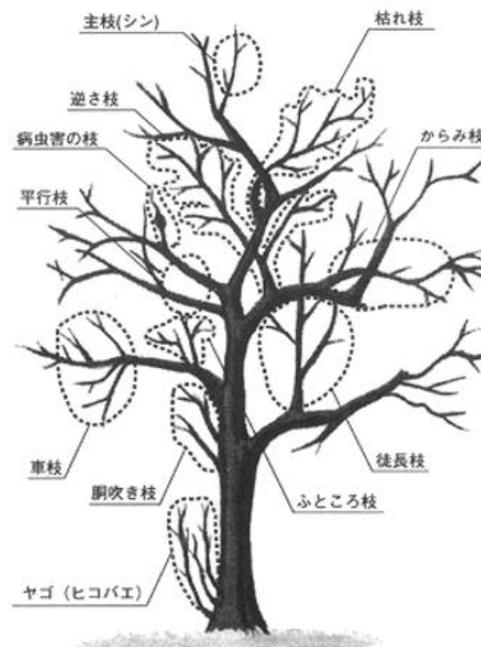
剪定する枝（不要な枝）

まず取り除くのは枯れ枝や病虫害に侵された枝、生育上不要な枝で、次に通風や採光などの障害になる枝、そして最後に樹形を整えるために枝葉を取り除く。

要な枝の剪定を1本の樹木イラストを使って以下に解説する。

- 頂枝（シン）は一つにする。そして混みすぎた枝を切除する。
- 枯れ枝や、病虫害に侵された枝、からみ枝、逆さ枝、ふところ枝などを切って通風や日当たりを良くする。
- 樹木の幹や枝から真上に向かって精力的に伸びる枝を徒長枝という。その徒長枝や、胴吹き枝、ヤゴなどは樹勢を衰弱させるので切る。
- 同じ方向に伸びる上下2本の枝となる平行枝は、バランスを考えてどちらかを切除する。また、一ヶ所から四方に伸びる車枝は整理する。

樹木全体としては、枝を同一方向にばかり向けないこと、また毎年、枝の同じ位置で切らないこと。そして、強い枝は短く、弱い枝は長く残すことが基本。



（出典：一般社団法人 日本緑化センターHP）

(8) 日本庭園の管理（旧細川刑部邸庭園、清爽園）

<対応方針> 日本庭園の美観を保つために通常の樹木管理よりも質の高い庭園木としての適正な維持管理を行う。

○旧細川刑部邸庭園

ゴヨウマツを始めとした庭園木が使用され、通常の維持管理とは違う庭園木としての維持管理作業が必要であり、日本庭園の管理に精通した庭師による管理が必要である。

○清爽園

地域ボランティアと協力しながら、樹木管理や池の清掃等を実施していく。



旧細川刑部邸庭園

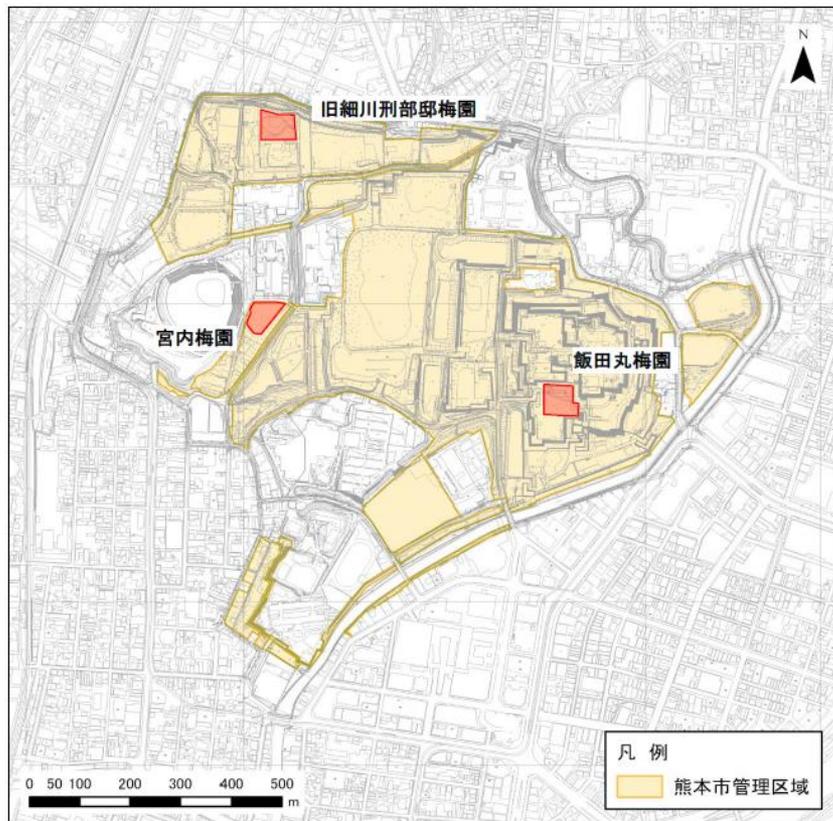


清爽園

(9) 梅園の管理

城内には3か所（飯田丸、宮内、旧細川刑部邸庭園内）の梅園がある。梅は桜に次いで人気の高い花であり、開花時期になると梅の花を目当てに来城される方も多い。

※梅は「中木」であるため、高木の本数には計上していない。



城内の梅園位置図



飯田丸の梅園



宮内の梅園

第4章 みどりの現状・課題と今後の管理方針

(9) 梅園の管理

＜対応方針＞ 現状では、様々な理由から衰弱が進んでいる梅について、今後も長く花を楽しめるよう、衰弱した原因に対応した対策を取り、保護育成に努める。

＜対応方針＞

- ①管理上の注意点を整理し、管理スケジュールに沿った維持管理を行うことで、梅の保護育成に取り組む。
- ②D判定樹木は撤去する。また、過密になっており、補植は難しいことから、残った樹木を大きく健全に育てていくことを目指す。

作業項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
梅の成長		葉の展開							落葉				花	
			寒			花芽形成								
管理業務	剪定								○	○				
	摘果		○	○										
	施肥(固形)												○ 花後	
	施肥(液肥)				月4回程度									

梅の管理スケジュール

健全度	エリア別						全体 合計	
	飯田丸梅園		宮内梅園		旧細川刑部邸梅園		本数	割合
	本数	割合	本数	割合	本数	割合		
A判定 (健全)	3本	3.9%	4本	5.5%	3本	8.1%	10本	5.4%
B判定 (健全に近い)	7本	9.2%	6本	8.2%	1本	2.7%	14本	7.5%
C判定 (要注意)	61本	80.3%	59本	80.8%	32本	86.5%	152本	81.7%
D判定 (危険木)	5本	6.6%	4本	5.5%	1本	2.7%	10本	5.4%
計	76本	100.0%	73本	100.0%	37本	100.0%	186本	100.0%

梅の健全度

(10) 肥後名花園について

＜対応方針＞ 熊本の伝統文化である肥後六花を将来の世代に引き継いでいくべく適切に維持管理し保存していく。

- ①現在、立入り制限となっていることから公開エリアやその他の施設での展示を積極的に行っていく。
- ②個人の栽培家では若い世代への継承が難しくなっており高齢化が進んでいるため、熊本城総合事務所でのノウハウの継承を確実に行っていく。



肥後花菖蒲



肥後朝顔



作業風景

(11) 中低木・草地管理

<対応方針> 来城者が多い熊本城であることから、中低木・草地・芝地は頻度の高い管理を継続して実施し、常に美しい熊本城の景観づくりに努めていく。



城彩苑北側のアジサイ



高橋公園東側のツツジ群植



二の丸の芝生広場

(12) 花壇管理

城内の花壇は、来城者や城周辺の人々の往来が多い場所において、華やかな雰囲気や季節感の演出を行う目的で設置しているが、洋風の花苗であるため、熊本城の和の雰囲気とは馴染まないところもある。

花苗は一年草が中心であり、年3回の植替えを行っている。

<対応方針> 今後の花壇は、植替えが不要である宿根草を使用するなど管理費用を抑えつつ、和風の草花や落ち着いた色を選択することで熊本城の和の雰囲気に馴染む花壇を創出し、来城者の方々におもてなしの気持ちが伝わる工夫を行っていく。



城内で試行する宿根草花壇の例（季節により咲き変わっていく）

(13) 希少動植物への配慮

第3章で紹介した熊本城内にいる希少動植物については、生息・生育数が少ないこと、生息・生育場所が城内でも限られていることから、局所的な環境の変化で消滅・消失することもあると考えられる。

<対応方針> 生息・生育環境を把握し、所内で情報共有を行った上で、維持管理や工事等の際にはその種の状況に応じた配慮を行いながら作業を行う。



イヌノフグリ
(絶滅危惧IB類)



マツバラ
(絶滅危惧II類)



ヒメウラジロ
(要注目種)

(14) 発生材の活用

現在は、熊本城の樹木を撤去した際には、木材を木チップやたい肥に加工する処分場に持ち込んでいる。

<対応方針> 今後、多数の危険木や遺構影響木の撤去を進めていくため、撤去した樹木を単に処分するだけでなく、SDGsを推進する観点や、生きてきた樹木を大切に扱うという環境教育の一環から、発生材の有効活用を進めていく。



ベンチの座板



防虫効果を利用した虫よけ



しおり

熊本城の樹木を活用した事例

第5章 みどりの保存管理の体制

本計画の管理方針に沿ってみどりの保存・管理を実施する体制は以下のとおり。

①作業体制

樹木管理等の業務については、熊本城総合事務所の職員による直営作業や、民間（造園業者等）への委託によって作業を実施していく。

②実施の際の手続き

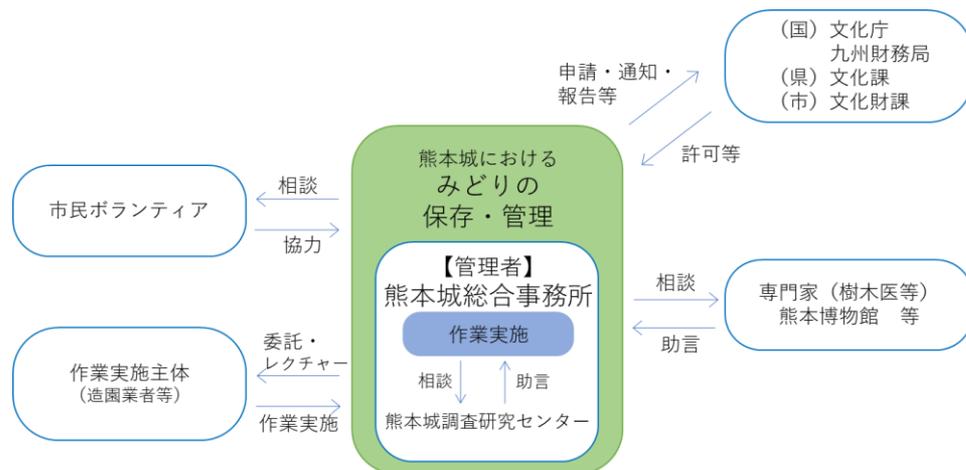
樹木管理に係る業務を実施する際には文化財保護法に基づく許認可が必要であり、本市文化財課、熊本県文化課、文化庁と協議の上、手続きを行うことになる。

③専門家との協力体制

専門的な見解が必要な場合は、樹木医等に助言を求めながら管理を行っていく。

④市民協働

今後は城内のみどりに関連する市民ボランティアの受け入れについても推進していくものとする。



みどりの保存管理の体制

第6章 事業実施計画

本計画の事業スケジュールについては、短期・中期・長期と計画期間を区分した。概ね5年おきに実施状況を把握、評価し、必要に応じて見直しを行うことで進捗管理に努めていく。

○短期計画期間（令和5年度～令和10年度）

主要課題である危険木、遺構影響木の撤去を順に実施していく。

景観の変化については現状把握を行いつつ、中期計画期間での景観検証につなげていく。

○中期計画期間（令和11年度～令和13年度頃まで）

短期計画期間の樹木（危険木・遺構影響木）の撤去を完了した後に、景観に関する具体的な検証を行い、委員会に諮ったうえで必要に応じ樹木の撤去や剪定等を実施していく。

○長期的対応

中期計画期間内に景観に関する対応方針を決定し実施した後は、計画に基づく保存管理事業を継続的に実施していく。



事業実施スケジュール

熊本城みどり保存管理計画 策定スケジュール

実施内容	R3年度										R4年度				R5年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	～	
計画の策定作業 保存活用委員会	★				★			★			★		★	策定	
報告・審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果の概要 計画の骨子 今後のスケジュール 				<ul style="list-style-type: none"> 危険木・遺構影響樹木位置 計画目次（案） 過去の植樹履歴 等 			<ul style="list-style-type: none"> 遺構保護、景観、古樹、サクラ関連 スケジュール見直し案 等 			<ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）の提示 		<ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）の確定 		
市民参画															
①アンケート（関係者、入園者）					安全・遺構・桜について										
②アンケート（中央区民 ※無作為抽出にて郵送）						安全・遺構・桜について									
③アンケート（一般市民 ※緑化フェア開催時期に）										主に景観について					
④地元説明										説明会				周知	
⑤オープンハウス（お城まつりにて）												オープンハウス			
庁内関係部署との連携（文化財課・環境共生課ほか）									調整会議	フェア期間中、各課連携の緑関係の取り組みPR看板設置				調整会議	
熊本城内・隣接施設関係者への周知（藤崎台球場・県立美術館ほか）									説明					説明	
熊本市文化財保護委員会														報告	
城内の樹木管理															
危険木撤去											作業期間				作業期間
計画にもとづく樹木管理															作業期間

【報告】長塀ライトアップ



長塀ライトアップ タイムシーケンス イメージ

令和4年4月22日

運用に先立ち、保存活用委員の皆さまに事前の現地確認

令和4年5月23日

長塀ライトアップ点灯開始

点灯タイムシーケンス

日没後30分 : 夕日 (西側から照射し夕日を演出)

その後、23時まで : 全灯

23時から24時まで : 月光 (照度を落とし月光を演出)

日の出前まで1時間 : 朝日 (東側から照射し朝日を演出)

資料3-1



【報告】天守閣カラーライトアップについて

現状の運用

- 公共性、公益性のある啓発及びイベント時に市役所各部署より依頼文の提出を求めカラーライトアップを実施
- カラーライトアップ利用希望部署による市長、副市長報告及び報道投げ込み必須
- 日没から24時までライトアップを実施

課題

昨年度と今年度は水サミットや緑化フェアのような大型イベントが多かったこともあり、カラーライトアップする頻度が多くなった

(令和3年8月より天守閣のライトアップを開始)

- 1年間の実績は91日（大型イベント：緑化フェア、水サミット等を除くと37日）
- イベント期間中または、3日程度のカラーライトアップの希望が多数
- カラーライトアップを実施している夜は通常のライトアップを見ることができない

今後の方針

- 宿泊者等を考慮しカラーライトアップの実施時間を22時までとし、22時以降は通常のライトアップに戻す
- 前年度庁内にヒアリングを実施し、年度毎にカラーライトアップのスケジュールを作成し、調整する

【報告】熊本城ライトアップについて

現状の運用

- 毎日、天守閣をはじめ、建造物や石垣に対し、日没から24時まで及び一部早朝にライトアップ実施

ライトアップ実施場所：天守閣、長堀、宇土櫓、未申櫓、高橋公園
(天守閣と長堀は、早朝ライトアップ実施)

ライトアップ消灯場所：本丸御殿、飯田丸、南大手門、備前堀、馬具櫓、平御櫓、北東櫓群

- お城まつり等の夜間公開中のみ、照明設備常設以外の建造物及び城内の樹木等に仮設のライトアップ実施

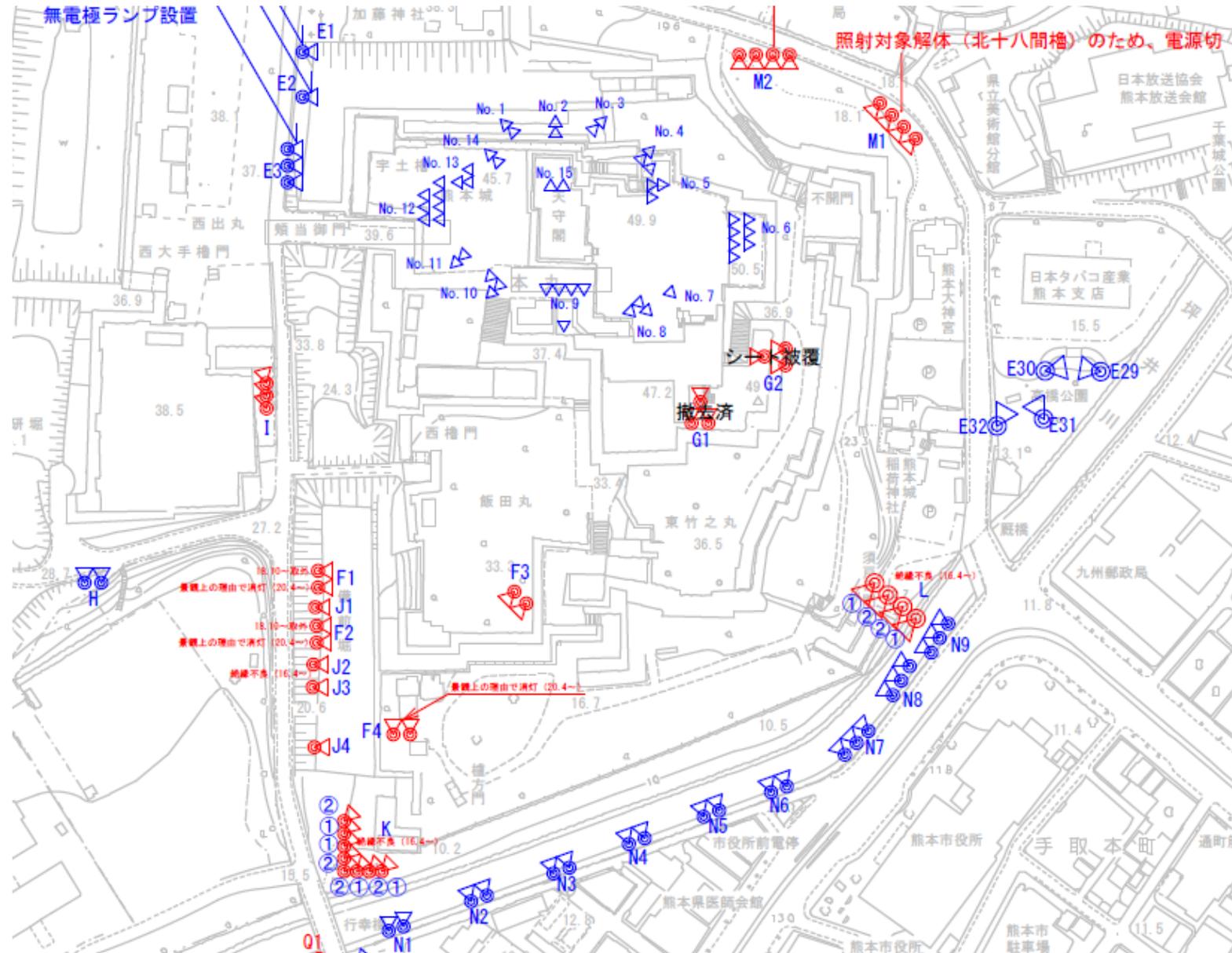
課題

- 樹木へのライトアップについては、生態系への影響を考慮する必要がある

今後の方針

- ライトアップする対象は主として、建造物や石垣とし、樹木へのライトアップは、21時までとする

(参考)熊本城ライトアップ整備配置図



(参考)他城郭等のライトアップ状況

他城郭	点灯時間	カラーライトアップ の日数	備考
姫路城	日没～24時	約40日	今年度から2か年掛けて整備
大阪城	日没～24時	約20日	今後整備を計画中
松山城	日没～23時	約25日	
鶴ヶ城	日没～22時	毎日	毎月決まったコンセプトのカラーライトアップを実施
高知城	日没～22時	約60日	無線制御を用いたフルカラーLED
小田原城	日没～21時	14日	4年分のスケジュールを事前にプログラム。カラー演出は30分～60分。

熊本城天守閣カラーライトアップ利用基準

熊本のシンボルである熊本城天守閣のライトアップは、平成28年熊本地震以前から公共的、社会的意義のあるものに関してカラーライトアップを行ってきた。

令和3年8月から「熊本市光のマスタープラン」に則りLEDに改修したライトアップの運用を開始する。カラーライトアップを実施する際の基準を明確にし、今後運用していくために下記の通り取り扱うものとする。

記

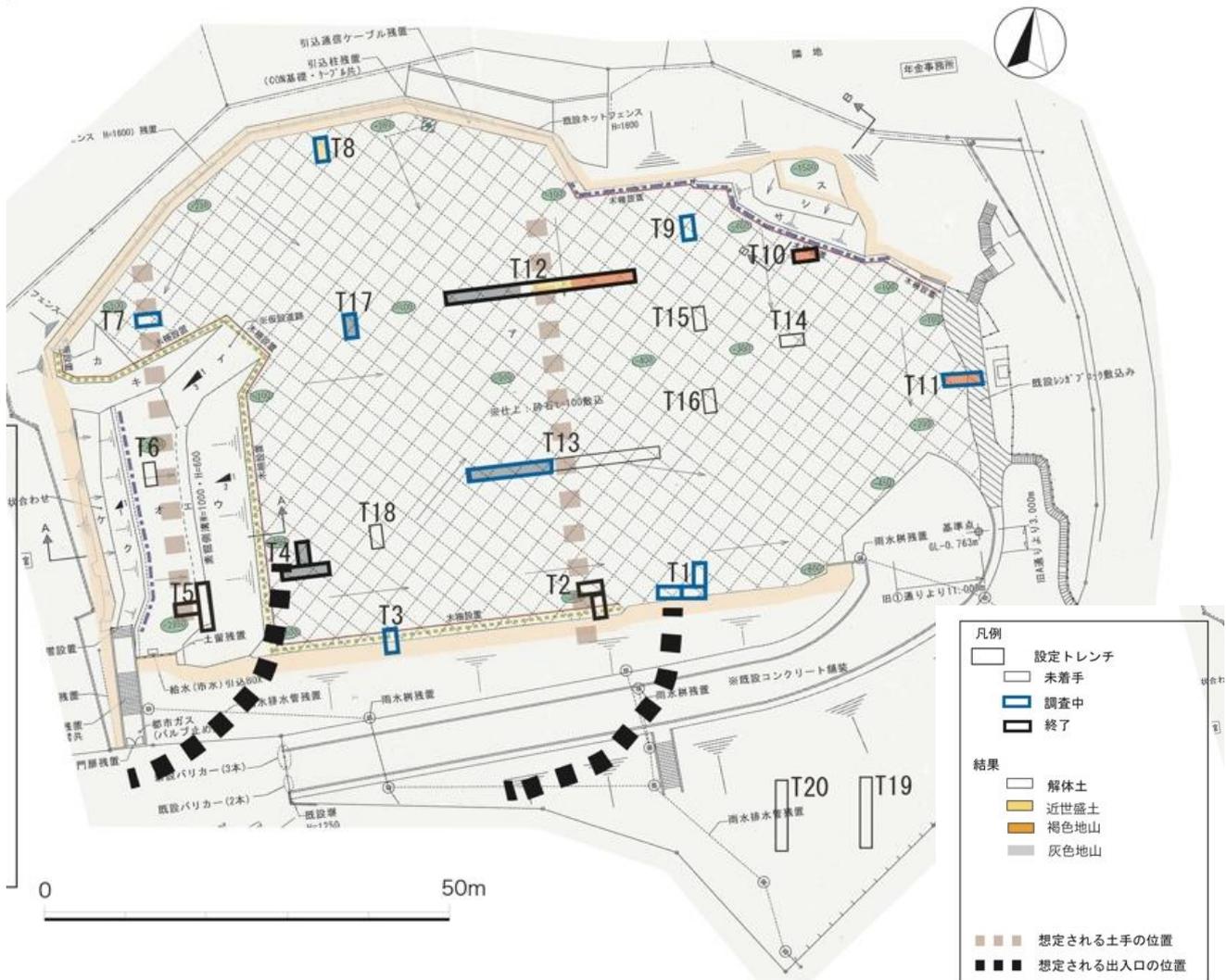
1. 実施場所
天守閣（最上階のみカラーライトアップ）
2. 点灯時間
日没から24時まで
3. 利用基準
利用については、以下の基準を全て満たすこととする。
 - (1) 非営利目的であること
 - (2) 公共的であり社会的意義があるか、本市が主催または共催する事業等であること
 - (3) 文化財としての価値や景観を損なわない内容であること
4. 利用手順（利用希望部署）
 - (1) 毎年、全庁掲示板等で年間の利用希望調査を実施する。期間内に利用希望部署は回答すること。調査は1月に実施予定
 - (2) 点灯色や希望日等の実施内容について、企画内容が分かる書類等を添えてあらかじめ熊本城総合事務所と事前協議を行うこと
 - (3) 熊本城総合事務所が調査結果を掲示板等で周知する
 - (4) 利用希望部署は希望日**2週間前まで**に熊本城総合事務所に天守閣等ライトアップ利用依頼書（別添様式）を提出すること
 - (5) 利用希望部署は、市長報告及び報道投込みを実施すること
 - (6) 実施に際しては、熊本城総合事務所の指示に従うこと
5. その他注意事項
 - (1) 1日のみの利用とすること。ただし、真に必要と認められる場合は複数日の利用も可とする
 - (2) 報道投込みの内容について事前に熊本城総合事務所に協議すること
 - (3) 希望日が重複した場合は各課にて協議すること
 - (4) 熊本城総合事務所が主催する事業等を優先とする
 - (5) 赤、青、黄、緑、オレンジ、紫、ピンクを標準色とする。その他の色等を希望する場合は、相当の期間をもって事前に相談を行うこと

NHK 跡地発掘調査の状況報告

1 令和 4 年度（2022 年度）の予定

(1) 発掘調査

	概要		概要
1 トレンチ	作業中（傾斜面、石積み）	11 トレンチ	作業中（地山確認）、近代花壇か
2 トレンチ	終了（解体範囲内）	12 トレンチ	終了（西側地山、東側近世の造成盛土か）
3 トレンチ	作業中	13 トレンチ	作業中（地山確認）
4 トレンチ	作業中（地山確認、刀剣出土）	14 トレンチ	未着手
5 トレンチ	終了（解体範囲内）	15 トレンチ	未着手
6 トレンチ	未着手	16 トレンチ	未着手
7 トレンチ	作業中（NHK以前の旧地表）	17 トレンチ	作業中
8 トレンチ	作業中（近世遺構面、遺構確認）	18 トレンチ	未着手
9 トレンチ	作業中（近世遺構面、旧地形）	19 トレンチ	未着手
10 トレンチ	終了（地山確認）	20 トレンチ	未着手





NHK跡地遠景



作業風景

(2) 令和4年度（2022年度）のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発掘調査						整理作業					
		●シンポジウム		●保存活用委員会①	●市民向け現地説明会 文化庁協議		●保存活用委員会②			保存活用委員会③ ●	
						整備基本計画案の検討					

第1回 熊本城復旧基本計画検証委員会 次第

日時 令和4年(2022年)7月29日(金)

14時00分～

場所 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 文化市民局長挨拶
- 5 趣旨説明、運営要綱説明
- 6 委員長・副委員長選任
- 7 議事
 - 1) 現在までの実施状況
 - 2) 「短期計画工程」及び「施策と具体的な取り組み」に関する検証
 - 3) 石垣・建造物等の復旧に関する検証及び課題の整理
 - 4) 復旧過程の段階的公開と活用に関する検証及び課題の整理
 - 5) 今後のスケジュール
- 8 事務連絡
- 9 閉会

熊本城の魅力向上に向けた取り組みについて

熊本城の保存と保護に向けた機運の更なる醸成のため、多くの方が熊本の歴史と文化を身近に感じ、熊本城の魅力を改めて感じていただくことを目的として、本年度も昨年度に引き続き次の行事などに取り組んでまいります。

【令和4年度（2022年度）実施予定行事など】

- 夏の夕涼み開園（場所：本丸）
 - ・夏休み期間中の7月22日から8月末までの金、土、日、祝、および8月15日
 - ・午後9時まで開園時間を延長（最終入園は午後8時半）
- 熊本城流鏑馬（場所：二の丸広場）
 - ・10月30日（日）
- 秋のくまもとお城まつり（場所：本丸、二の丸、旧細川刑部邸）
 - ・11月18日（金）～12月4日（日）の特別ライトアップ
 - ・午後9時まで開園時間を延長（最終入園は午後8時半）
- 熊本城迎春行事（場所：二の丸、本丸）
 - ・1月1日（日）
 - ・かわらけ配布、獅子舞、太鼓など
- 春のくまもとお城まつり（場所：二の丸）
 - ・3月11日から26日までの土、日、祝日
 - ・ステージイベント、飲食ブースなど
- 春の夜間公開（場所：本丸）
 - ・3月中旬～4月上旬
 - ・桜の開花にあわせて実施予定

※参考：令和3年度（2021年度）実績

- 夏の夕涼み開園（場所：本丸）
 - ・夏休み期間中の7月22日から8月末までの金、土、日、祝、および8月15日
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大により8月6日（金）以降は中止
 - ・来城者数：1,817人（夜間のみの数値）
 - ※開園期間7日間
- 名月観賞のタベ ※新型コロナウイルス感染症拡大により中止
- 熊本城流鏑馬（場所：二の丸広場）
 - ・10月31日（日） 来場者数：2,000人

- 秋のくまもとお城まつり（場所：本丸、二の丸、旧細川刑部邸）
 - ・ 11月19日（金）～12月5日（日）
 - ・ 熊本城来城者数：12,348人（夜間のみの数値）
 - ・ 旧細川刑部邸来場者数：26,310人（夜間のみの数値）
- 熊本城迎春行事（場所：二の丸、本丸）
 - ・ 1月1日（日）
 - ・ 来城者数：8,846人
- 春のくまもとお城まつり（場所：二の丸）
 - ・ 3月12日から27日までの土、日、祝日
 - ・ 来場者数：18,116人
- 春の夜間公開（場所：本丸）
 - ・ 3月25日（金）～4月3日（日）
 - ・ 来城者数：4,561人（夜間のみの数値）

熊本市民会館前の道路空間再配分について（市街地整備課）

熊本城跡保存活用計画の対象区域の一部、およびその周辺において事業を実施することから、本委員会にて報告を行うもの。

【事業目的】

- 昼も夜も歩いて楽しめるまちの実現に向け、花畑広場等の賑わいを中心市街地全体へ波及。
- 熊本城と庭つづき『まちの大広間』を実現し、賑わいの創出や回遊性の向上を図る。

【事業概要】

- 道路空間と市民会館前のオープンスペース等の一体的な整備と利活用を検討する。
- 現状変更等の取扱基準、各地区の保存管理方針・整備方針を踏まえ、本質的価値の保存徹底、エントランスとしての位置づけを考慮する。

※石垣や遺構等に影響の無い範囲の施工(現在の道路区域内での歩道拡幅や舗装工事等)を予定。

事業箇所（対象区域との関係）



歩道拡幅・一体整備利活用のイメージ



【今後の予定】

- 今年度より、市民ワークショップや地域住民等の意見や景観審議会専門委員会のアドバイス等を踏まえて、利活用やデザインの検討を進める。
- 引き続き、適宜、本委員会にて経過の報告等を行う。